官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産三四）　二
○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（同三五）　三
○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（同三六）　三
○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（農林水産一七三〇）　四
○漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件（同一七三一）　四
○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同一七三二）　四
○地上部分の層間変形角を百五十分の一以内とすることを要しない建築物を定める件（国土交通一三五三）　五
○防火区画を設けることを要しない建築物を定める件（同一三五四）　五
〔その他告示〕
○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査を経た生物及び添加物の公表を行う件（内閣府一二八）　五
○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（国家公安委五二）　五
○普通自転車の型式認定番号を指定した件（同五三）　六
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件（法務八七）　七
○サモア独立国政府に対する贈与に関する日本国政府とサモア独立国政府との間の書簡の交換に関する件（外務三四〇）　八
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一三五五）　八
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛二七三～二七六）　八
〔国会事項〕
内閣　八
〔人事異動〕
内閣　八
〔皇室事項〕
国家試験　九
〔官庁報告〕
労働　九
最低賃金の改正決定に関する公示（岐阜労働局最低賃金公示三、愛媛同二・三、大分同三・四）　九
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　九
原戸籍の一部が滅失した件（法務省告示配一八二）　九
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（同一八三～一八五）　九
〔公　告〕
諸事項
裁判所　相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　二六
官庁
建設業の許可の取消処分関係　二九

# 法規的告示

**○財務省・農林水産省告示第三十四号**

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

令和八年十一月十八日

財務大臣　片山さつき

農林水産大臣　武部　新

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 一　株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分二厘とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年三分二厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分三厘五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年四分三厘五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分二厘とする。 | 一　株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分四厘とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年三分四厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分五厘五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年四分五厘五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分四厘とする。 |
| 二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。 | 二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。 |

| 償還期限 | 利率 |
|---|---|
| 七年以下 | 年二分三厘五毛 |
| 七年を超え八年以下 | 年二分四厘五毛 |
| 八年を超え九年以下 | 年二分五厘五毛 |
| 九年を超え十年以下 | 年二分六厘五毛 |
| 十年を超え十二年以下 | 年二分七厘五毛 |

| 償還期限 | 利率 |
|---|---|
| 五年以下 | 年二分三厘五毛 |
| 五年を超え六年以下 | 年二分四厘五毛 |
| 六年を超え七年以下 | 年二分五厘五毛 |
| 七年を超え八年以下 | 年二分六厘五毛 |
| 八年を超え九年以下 | 年二分七厘五毛 |

三　法別表第五第三号の1に掲げる資金（同号の1の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするもの又は森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第四十六条に規定する構想適合事業者が同法第五十二条第三項に規定する権利集積配分一括計画の定めるところによる所有権の移転（その対象が人工林又は天然林改良林であるものに限る。）を受けるのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

| 償還期限 | 利率 |
|---|---|
| 七年以下 | 年二分三厘五毛 |
| 七年を超え八年以下 | 年二分四厘五毛 |

| 償還期限 | 利率 |
|---|---|
| 五年以下 | 年二分三厘五毛 |
| 五年を超え六年以下 | 年二分四厘五毛 |

十二年を超え十三年以下　年二分八厘五毛
十三年を超え十四年以下　年二分九厘五毛
十四年を超え十六年以下　年三分五毛
十六年を超え十八年以下　年三分一厘五毛
十八年を超え二十五年以下　年三分二厘
（削る）　（削る）
（削る）　（削る）

九年を超え十年以下　年二分八厘五毛
十年を超え十二年以下　年二分九厘五毛
十二年を超え十三年以下　年三分五毛
十三年を超え十四年以下　年三分一厘五毛
十四年を超え十六年以下　年三分二厘五毛
十六年を超え十七年以下　年三分三厘五毛
十七年を超え二十五年以下　年三分四厘

| | |
|---|---|
| 八年を超え九年以下 | 年二分五厘五毛 |
| 九年を超え十年以下 | 年二分六厘五毛 |
| 十年を超え十二年以下 | 年二分七厘五毛 |
| 十二年を超え十三年以下 | 年二分八厘五毛 |
| 十三年を超え十四年以下 | 年二分九厘五毛 |
| 十四年を超え十六年以下 | 年三分五毛 |
| 十六年を超え十八年以下 | 年三分一厘五毛 |
| 十八年を超え三十五年以下 | 年三分二厘 |
| （削る） | （削る） |
| （削る） | （削る） |

| | |
|---|---|
| 六年を超え七年以下 | 年二分五厘五毛 |
| 七年を超え八年以下 | 年二分六厘五毛 |
| 八年を超え九年以下 | 年二分七厘五毛 |
| 九年を超え十年以下 | 年二分八厘五毛 |
| 十年を超え十二年以下 | 年二分九厘五毛 |
| 十二年を超え十三年以下 | 年三分五毛 |
| 十三年を超え十四年以下 | 年三分一厘五毛 |
| 十四年を超え十六年以下 | 年三分二厘五毛 |
| 十六年を超え十七年以下 | 年三分三厘五毛 |
| 十七年を超え三十五年以下 | 年三分四厘 |

**附　則**

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

**○財務省・農林水産省告示第三十五号**

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年十一月十八日

財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　武部　新

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 農業信用保証保険法第五十九条第一項の主務大臣の定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年四・四五パーセントを超える場合は、年四・四五パーセント）により計算した金額のものとする。 | 農業信用保証保険法第五十九条第一項の主務大臣の定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年四・六五パーセントを超える場合は、年四・六五パーセント）により計算した金額のものとする。 |

**附　則**

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

**○財務省・農林水産省告示第三十六号**

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年十一月十八日

財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　武部　新

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年四・四五パーセントを超える場合は、年四・四五パーセント）により計算した金額のものとする。 | 中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年四・六五パーセントを超える場合は、年四・六五パーセント）により計算した金額のものとする。 |

**附　則**

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第六十九条第一項又は第二項の保険関係については、なお従前の例による。

**○農林水産省告示第千七百三十号**

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年十一月十八日

農林水産大臣　武部　新

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年三分二厘とする。 | 農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年三分四厘とする。 |

**附　則**

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

**○農林水産省告示第千七百三十一号**

漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、漁業近代化資金融通法施行規程（平成二十八年十一月二十九日農林水産省告示第二千三百七十三号）の一部を次のように改正する。

令和八年十一月十八日

農林水産大臣　武部　新

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | | 改正前 | |
|---|---|---|---|
| （貸付利率の上限）<br>**第七条**　法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。 | | （貸付利率の上限）<br>**第七条**　法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。 | |
| 資金の種類 | 貸付利率 | 資金の種類 | 貸付利率 |
| 一　令第二条の表の第一号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。） | 年三分二厘 | 一　令第二条の表の第一号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。） | 年三分四厘 |
| 二　令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金 | 年三分二厘 | 二　令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金 | 年三分四厘 |
| 三　令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。） | 年三分二厘 | 三　令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。） | 年三分四厘 |
| 四　令第二条の表の第二号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの | 年三分二厘 | 四　令第二条の表の第二号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの | 年三分四厘 |
| 五　令第二条の表の第三号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。） | 年三分二厘 | 五　令第二条の表の第三号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。） | 年三分四厘 |
| 六　令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの | 年三分二厘 | 六　令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの | 年三分四厘 |
| 七　令第二条の表の第四号に掲げる資金 | 年三分二厘 | 七　令第二条の表の第四号に掲げる資金 | 年三分四厘 |
| 八　令第二条の表の第五号に掲げる資金 | 年三分二厘 | 八　令第二条の表の第五号に掲げる資金 | 年三分四厘 |
| 九　令第二条の表の第六号に掲げる資金 | 年三分二厘 | 九　令第二条の表の第六号に掲げる資金 | 年三分四厘 |
| 十　令第二条の表の第七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。） | 年三分二厘 | 十　令第二条の表の第七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。） | 年三分四厘 |
| 十一　令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの | 年三分二厘 | 十一　令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの | 年三分四厘 |

**附　則**

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

**○農林水産省告示第千七百三十二号**

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年十一月十八日

農林水産大臣　武部　新

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年三分二厘とする。 | 農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年三分四厘とする。 |

**附　則**

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

**○国土交通省告示第千三百五十三号**

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百九条の二の二第一項の規定に基づき、地上部分の層間変形角を百五十分の一以内とすることを要しない建築物を次のように定める。

令和八年十一月十八日

国土交通大臣　井林　辰憲

地上部分の層間変形角を百五十分の一以内とすることを要しない建築物を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第百九条の二の二第一項の国土交通大臣が定める建築物は、次に掲げるものとする。

一　卸売市場の上家、機械製作工場その他これらと同等以上に火災の発生のおそれが少ない用途に供する建築物で次のいずれかに該当するもの

イ　令第百三十六条の二第一号ロに掲げる基準に適合し、かつ、令和元年国土交通省告示第百九十四号第二第一項第二号に掲げる構造方法を用いるもの

ロ　令第百三十六条の二第二号ロに掲げる基準に適合し、かつ、令和元年国土交通省告示第百九十四号第四第三号に掲げる構造方法を用いるもの

二　地階を除く階数が三で延べ面積が五百平方メートル以下の建築物のうち令第百三十六条の二第二号ロに掲げる基準に適合するもので令和元年国土交通省告示第百九十四号第四第一号に掲げる構造方法を用いるもの（防火地域内にあるものを除く。）

三　延べ面積が五十平方メートル以内の平家建ての附属建築物のうち令第百三十六条の二第二号ロに掲げる基準に適合する建築物で令和元年国土交通省告示第百九十四号第四第二号に掲げる構造方法を用いるもの

**附　則**

この告示は、公布の日から施行する。

**○国土交通省告示第千三百五十四号**

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十二条第一項、第四項、第五項及び第十一項の規定に基づき、防火区画を設けることを要しない建築物を次のように定める。

令和八年十一月十八日

国土交通大臣　井林　辰憲

防火区画を設けることを要しない建築物を定める件

第一　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百十二条第一項、第四項及び第五項の国土交通大臣が定める建築物は、卸売市場の上家、機械製作工場その他これらと同等以上に火災の発生のおそれが少ない用途に供する建築物で次のいずれかに該当するものとする。

一　令第百三十六条の二第一号ロに掲げる基準に適合し、かつ、令和元年国土交通省告示第百九十四号第二第一項第二号に掲げる構造方法を用いるもの

二　令第百三十六条の二第二号ロに掲げる基準に適合し、かつ、令和元年国土交通省告示第百九十四号第四第三号に掲げる構造方法を用いるもの

第二　令第百十二条第十一項の国土交通大臣が定める建築物は、次に掲げるものとする。

一　第一に規定するもの

二　地階を除く階数が三で延べ面積が五百平方メートル以下の建築物のうち令第百三十六条の二第二号ロに掲げる基準に適合するもので令和元年国土交通省告示第百九十四号第四第一号に掲げる構造方法を用いるもの（防火地域内にあるものを除く。）

**附　則**

この告示は、公布の日から施行する。

# その他告示

**○内閣府告示第百二十八号**

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物及び組換えＤＮＡ技術によって得られた生物を利用して製造された添加物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第１Ａ第２款及び第２Ｄに規定する安全性審査を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定に基づき公表する。

令和八年十一月十八日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣　木原　稔

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査を経た生物

| 品種 | 名称 | 申請者 |
|---|---|---|
| 大豆 | 除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ（ＤＢＮ9004） | Beijing DaBeiNong Biotechnology Co., Ltd. |

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査を経た添加物

| 品目 | 名称 | 申請者 |
|---|---|---|
| ホスホリパーゼ | JPAo013株を利用して生産されたホスホリパーゼ | ノボネシスジャパン株式会社 |
| キシラナーゼ | JPBL014株を利用して生産されたキシラナーゼ | ノボネシスジャパン株式会社 |

**○国家公安委員会告示第五十一号**

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の三第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により令和八年十月二十六日付けをもって次のとおり駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

令和八年十一月十八日

国家公安委員会委員長　葉梨　康弘

| 型式認定番号 | 駆動補助機付自転車の名称及び型式 | 認定を受けた者の氏名及び住所 |
|---|---|---|
| 交　N26－85 | 20型前輪駆動電動アシスト自転車<br>Ｅｔｉｌｉｔｙ | ＣＹＥ株式会社<br>東京都中央区東日本橋二丁目28番４号<br>日本橋ＣＥＴビル２階 |
| 交　N26－86 | 電動アシスト自転車<br>Ｓ－02Ｂ－ＩＳ | 長谷川工業株式会社<br>大阪府大阪市西区江戸堀２－１－１<br>江戸堀センタービル14Ｆ |
| 交　N26－87 | Ｅｌｅｃｔｒｉｃａｌｌｙ　Ａｓｓｉｓｔｅｄ　Ｂｉｃｙｃｌｅ<br>ＮＨ－701 | 株式会社ニトリホールディングス<br>東京都北区神谷三丁目６番20号 |

| | | |
|---|---|---|
| 交　N26—88 | エナシスコンパクト<br>ＡＳＦＥＮＣＯ—Ｓ１ | 株式会社あさひ<br>大阪府大阪市都島区高倉町３—11—４ |
| 交　N26—89 | Ｃｙｒｕｓｈｅｒ　電動アシスト自転車　Ｓｏｎｄｅｒ＋<br>Ｓｏｎｄｅｒｐｌｕｓ | Shenzhen Cyrusher Technology CO., Ltd<br>211, Building 9, Fuhai Industrial Zone ＩＩ, Fuyong Street, Fuyong Community, Bao' an District, Shenzhen, China |
| 交　N26—90 | 電動アシスト自転車<br>Ａｕｒａ　Ｈ—Ｃ18 | 顧家豊谷株式会社<br>東京都台東区下谷一丁目13番８号404室 |
| 交　N26—91 | 電動アシスト自転車<br>Ａｕｒａ　Ｈ—Ａ18 | 顧家豊谷株式会社<br>東京都台東区下谷一丁目13番８号404室 |
| 交　N26—92 | 電動アシスト自転車<br>Ｇｌａｃｅ　Ｈ—Ｃ20 | 顧家豊谷株式会社<br>東京都台東区下谷一丁目13番８号404室 |
| 交　N26—93 | 電動アシスト自転車<br>Ｇｌａｃｅ　Ｈ—Ａ20 | 顧家豊谷株式会社<br>東京都台東区下谷一丁目13番８号404室 |
| 交　N26—94 | ｇｌａｆｉｔ<br>ＧＦＲ—03Ｊｂ | ｇｌａｆｉｔ株式会社<br>和歌山県和歌山市梅原579番地の１ |
| 交　N26—95 | ｇｌａｆｉｔ<br>ＧＦＲ—03Ｊｃ | ｇｌａｆｉｔ株式会社<br>和歌山県和歌山市梅原579番地の１ |
| 交　N26—96 | ＶＥＧＡＲＡ<br>Ｖ２ | 株式会社　高商<br>大阪府吹田市江の木町17番20号<br>パルムハウス江坂212号室 |
| 交　N26—97 | ＲＩＧＥＲＯ<br>Ｖ３ | 株式会社　高商<br>大阪府吹田市江の木町17番20号<br>パルムハウス江坂212号室 |
| 交　N26—98 | パンクしない電動自転車リルヴァ<br>ＡＴ—ＣＣ263ＬＶ | 武田産業株式会社<br>千葉県柏市豊四季339—39 |
| 交　N26—99 | ｅｖｏｌ　ＶＩＶＡＣＥ<br>ＥＶＶ63Ｂ | アサヒサイクル株式会社<br>大阪府堺市美原区木材通４丁目１番地11号 |
| 交　N26—100 | ｅｖｏｌ　ＧＴＫＷ<br>ＥＧＫ66Ｂ | アサヒサイクル株式会社<br>大阪府堺市美原区木材通４丁目１番地11号 |
| 交　N26—101 | 電動ブラムスエックスｅｃｏｒｅ—266—ＢＡＡ—Ｒ—99<br>ＥＢ—ＦＦＳ—Ｂ266ＢＡ—ＦＡＴ—ＢＸ—ＢＡＡ | サイモト自転車株式会社<br>大阪府堺市西区浜寺石津町中１—２—26 |
| 交　N26—102 | 電動イーコンシャスミニ—206—ＢＡＡ—Ｒ—99<br>ＥＢ—ＭＦＳ—Ｂ206ＢＡ—ＥＣ—ＢＡＡ | サイモト自転車株式会社<br>大阪府堺市西区浜寺石津町中１—２—26 |
| 交　N26—103 | ＧＯ—ＭＴＤＹ電動アシスト自転車<br>ＧＯ—ＭＴＤＹ | 株式会社ジープラススポーツ<br>大阪府堺市美原区大保224—２—２Ａ |
| 交　N26—104 | ＡＰＥＲＹＤＥＲ<br>ＢＡＢＯＯＮ | 株式会社ＭＯＢＩＰＡＲＫ<br>大阪府箕面市半町３—13—４ |
| 交　N26—105 | ＡＰＥＲＹＤＥＲ<br>ＧＩＢＢＯＮ | 株式会社ＭＯＢＩＰＡＲＫ<br>大阪府箕面市半町３—13—４ |

**○国家公安委員会告示第五十三号**

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の七第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により令和八年十月二十六日付けをもって次のとおり普通自転車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

令和八年十一月十八日　　国家公安委員会委員長　**葉**梨　康弘

| 型式認定番号 | 普通自転車の名称及び型式 | 認定を受けた者の氏名及び住所 |
|---|---|---|
| 交　A26—81 | 20型前輪駆動電動アシスト自転車<br>Ｅｔｉｌｉｔｙ | ＣＹＥ株式会社<br>東京都中央区東日本橋二丁目28番４号日本橋ＣＥＴビル２階 |
| 交　A26—82 | 電動アシスト自転車<br>Ｓ—02Ｂ—ＩＳ | 長谷川工業株式会社<br>大阪府大阪市西区江戸堀２—１—１江戸堀センタービル14Ｆ |
| 交　A26—83 | Ｅｌｅｃｔｒｉｃａｌｌｙ　Ａｓｓｉｓｔｅｄ　Ｂｉｃｙｃｌｅ<br>ＮＨ—701 | 株式会社ニトリホールディングス<br>東京都北区神谷三丁目６番20号 |
| 交　A26—84 | エナシスコンパクト<br>ＡＳＦＥＮＣＯ—Ｓ１ | 株式会社あさひ<br>大阪府大阪市都島区高倉町３—11—４ |
| 交　A26—85 | Ｃｙｒｕｓｈｅｒ　電動アシスト自転車　Ｓｏｎｄｅｒ＋<br>Ｓｏｎｄｅｒｐｌｕｓ | Shenzhen Cyrusher Technology Co., Ltd<br>211, Building 9, Fuhai Industrial Zone ＩＩ, Fuyong Street, Fuyong Community, Bao'an District, Shenzhen, China |
| 交　A26—86 | 電動アシスト自転車<br>Ａｕｒａ　Ｈ—Ｃ18 | 顧家豊谷株式会社<br>東京都台東区下谷一丁目13番８号404室 |

| | | |
|---|---|---|
| 交　A26—87 | 電動アシスト自転車<br>Ａｕｒａ　Ｈ—Ａ18 | 顧家豊谷株式会社<br>東京都台東区下谷一丁目13番８号404室 |
| 交　A26—88 | 電動アシスト自転車<br>Ｇｌａｃｅ　Ｈ—Ｃ20 | 顧家豊谷株式会社<br>東京都台東区下谷一丁目13番８号404室 |
| 交　A26—89 | 電動アシスト自転車<br>Ｇｌａｃｅ　Ｈ—Ａ20 | 顧家豊谷株式会社<br>東京都台東区下谷一丁目13番８号404室 |
| 交　A26—90 | ｇｌａｆｉｔ<br>ＧＦＲ—03Ｊｂ | ｇｌａｆｉｔ株式会社<br>和歌山県和歌山市梅原579番地の１ |
| 交　A26—91 | ｇｌａｆｉｔ<br>ＧＦＲ—03Ｊｃ | ｇｌａｆｉｔ株式会社<br>和歌山県和歌山市梅原579番地の１ |
| 交　A26—92 | ＶＥＧＡＲＡ<br>Ｖ２ | 株式会社　高商<br>大阪府吹田市江の木町17番20号<br>パルムハウス江坂212号室 |
| 交　A26—93 | ＲＩＧＥＲＯ<br>Ｖ３ | 株式会社　高商<br>大阪府吹田市江の木町17番20号<br>パルムハウス江坂212号室 |
| 交　A26—94 | パンクしない電動自転車リルヴァ<br>ＡＴ—ＣＣ263ＬＶ | 武田産業株式会社<br>千葉県柏市豊四季339—39 |
| 交　A26—95 | ｅｖｏｌ　ＶＩＶＡＣＥ<br>ＥＶＶ63Ｂ | アサヒサイクル株式会社<br>大阪府堺市美原区木材通４丁目１番地11号 |
| 交　A26—96 | ｅｖｏｌ　ＧＴＫＷ<br>ＥＧＫ66Ｂ | アサヒサイクル株式会社<br>大阪府堺市美原区木材通４丁目１番地11号 |
| 交　A26—97 | 電動ブラムスエックスｅｃｏｒｅ—266—ＢＡＡ—Ｒ—99<br>ＥＢ—ＦＦＳ—Ｂ266ＢＡ—ＦＡＴ—ＢＸ—ＢＡＡ | サイモト自転車株式会社<br>大阪府堺市西区浜寺石津町中１—２—26 |
| 交　A26—98 | 電動イーコンシャスミニ—206—ＢＡＡ—Ｒ—99<br>ＥＢ—ＭＦＳ—Ｂ206ＢＡ—ＥＣ—ＢＡＡ | サイモト自転車株式会社<br>大阪府堺市西区浜寺石津町中１—２—26 |
| 交　A26—99 | ＧＯ—ＭＴＤＹ電動アシスト自転車<br>ＧＯ—ＭＴＤＹ | 株式会社ジープラススポーツ<br>大阪府堺市美原区大保224—２—２Ａ |

**○法務省告示第八十七号**

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、認証紛争解決事業者の住所の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

令和八年十一月十八日

法務大臣　山下　貴司

認証紛争解決事業者の名称
　岩手県社会保険労務士会
変更前の住所
　岩手県盛岡市山王町一番一号
変更後の住所
　岩手県盛岡市肴町四番五号カガヤ肴町ビル二階
変更年月日
　令和八年八月十日

**○外務省告示第三百四十号**

令和八年十月二十七日にアビアで、サモア独立国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がサモア独立国政府との間に行われた。

１　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
２　贈与額　四億七千万円
３　署名者
　日本側　鈴木亮太郎在サモア大使
　サモア側　ラアウリアレマエトア・レウアテア・ポラタイバオ・フォシ・シュミット首相兼外務貿易大臣

令和八年十一月十八日

外務大臣　茂木　敏充

**○国土交通省告示第千三百五十五号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年十一月十八日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　旭谷

二　砂防法第二条の土地の表示

三重県伊勢市旭町の区域内の土地のうち、次の一点から三十二点までを順次結んだ線及び一点と三十二点を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 点 | 北緯 | 東経 |
|---|---|---|
| 1 | 34°28′22.4535″ | 136°41′50.0603″ |
| 2 | 34°28′23.5321″ | 136°41′49.4020″ |
| 3 | 34°28′23.7079″ | 136°41′49.1767″ |
| 4 | 34°28′23.6556″ | 136°41′48.7588″ |
| 5 | 34°28′23.7991″ | 136°41′47.7327″ |
| 6 | 34°28′23.9327″ | 136°41′47.4250″ |
| 7 | 34°28′24.6757″ | 136°41′46.6407″ |
| 8 | 34°28′24.7444″ | 136°41′45.2975″ |
| 9 | 34°28′25.0954″ | 136°41′44.6965″ |
| 10 | 34°28′25.8645″ | 136°41′45.1248″ |
| 11 | 34°28′27.8838″ | 136°41′44.8758″ |
| 12 | 34°28′28.6129″ | 136°41′44.0731″ |
| 13 | 34°28′28.7974″ | 136°41′45.0239″ |
| 14 | 34°28′28.4904″ | 136°41′45.7505″ |
| 15 | 34°28′26.6830″ | 136°41′46.2653″ |
| 16 | 34°28′26.6084″ | 136°41′47.0633″ |
| 17 | 34°28′26.4423″ | 136°41′47.1793″ |
| 18 | 34°28′25.1385″ | 136°41′47.2408″ |
| 19 | 34°28′24.5603″ | 136°41′47.7563″ |
| 20 | 34°28′24.5159″ | 136°41′47.9725″ |
| 21 | 34°28′24.3462″ | 136°41′48.0940″ |
| 22 | 34°28′24.2248″ | 136°41′48.1572″ |
| 23 | 34°28′24.0614″ | 136°41′49.0329″ |
| 24 | 34°28′23.9971″ | 136°41′49.2328″ |
| 25 | 34°28′23.9543″ | 136°41′49.3350″ |

| | | |
|---|---|---|
| 26 | 34°28′23.8773″ | 136°41′49.4626″ |
| 27 | 34°28′23.7061″ | 136°41′49.7149″ |
| 28 | 34°28′23.6722″ | 136°41′49.7372″ |
| 29 | 34°28′23.2034″ | 136°41′50.0465″ |
| 30 | 34°28′22.8062″ | 136°41′50.2992″ |
| 31 | 34°28′22.6600″ | 136°41′50.3922″ |
| 32 | 34°28′22.5555″ | 136°41′50.3467″ |

**○防衛省告示第二百七十三号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年十一月十八日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年十一月二十九日の〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦　自衛艦十隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第二百七十四号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年十一月十八日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年十一月二十三日（予備、同月二十四日から同月二十九日）の〇七〇〇から一七〇〇まで

区域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第二百七十五号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年十一月十八日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年十一月二十三日（予備、同月二十四日から同月二十九日）の〇七〇〇から一七〇〇まで

区域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の円内の海面及びその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第二百七十六号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年十一月十八日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年十一月二十九日の〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒
(イ)　北緯三一度四七分一二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

# 国会事項

## 衆議院

**質問書転送**

十一月十六日次の質問主意書を内閣に転送した。

再任用教員の処遇に関する質問主意書

## 参議院

**議案付託**

十一月十六日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案（閣法第二一号）　法務委員会に付託

**質問主意書提出**

十一月十六日議員から次の質問主意書が提出された。

ミャンマーに係る金融活動作業部会（ＦＡＴＦ）の「行動要請対象の高リスク国・地域」指定をめぐる政府の対応に関する質問主意書（石橋通宏提出）（第三一号）

帰化及び永住許可等の審査の厳格化及び在留許可手数料の引上げによる外国人の定着及び地域社会への影響に関する質問主意書（ながえ孝子提出）（第三二号）

**質問主意書転送**

十一月十六日次の質問主意書を内閣に転送した。

証券取引に係るシステムへのサイバー攻撃及び安全管理体制に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第二六号）

国民からの公助の要望に関する質問主意書（奥田ふみよ提出）（第二七号）

日本放送協会の受信料未納者及び未契約者への戸別訪問業務の再開に関する質問主意書（齊藤健一郎提出）（第二八号）

# 人事異動

## 内閣

判事簡易裁判所判事に任命する（十一月十四日）　児玉　禎治

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣高市早苗は十一月十六日フィリピン国及び中華人民共和国へ出張のため出発した。

○経済産業大臣臨時代理

国務大臣　城内　実

経済産業大臣赤澤亮正海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う

国務大臣に指定する

○環境大臣臨時代理

同　武部　新

環境大臣笹川博義海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に環境大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　城内　実

内閣府特命担当大臣赤澤亮正海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）事務代理を命ずる

同　武部　新

内閣府特命担当大臣笹川博義海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力防災）事務代理を命ずる

（以上十一月十六日）

# 皇室事項

**信任状捧呈式**

十一月十二日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在ラトビア特命全権大使カスパルス・クルムホルツの信任状捧呈式を行われた。

十一月十二日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在イスラエル特命全権大使エマニュエル・ナヴォンの信任状捧呈式を行われた。

# 官庁報告

## 労　働

**最低賃金の改正決定に関する公示**

岐阜労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年岐阜労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年11月18日

岐阜労働局長　原田　浩一

第４号中「１時間1,117円」を「１時間1,168円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月21日から効力を生ずる。

愛媛労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年11月18日

愛媛労働局長　丹羽　啓達

第４号中「１時間1,114円」を「１時間1,174円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月25日から効力を生ずる。

愛媛労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年11月18日

愛媛労働局長　丹羽　啓達

第４号中「１時間1,107円」を「１時間1,165円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月25日から効力を生ずる。

大分労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大分県非鉄金属製造業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年11月18日

大分労働局長　秋山　雅紀

第４号中「１時間1,116円」を「１時間1,168円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月25日から効力を生ずる。

大分労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大分県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年11月18日

大分労働局長　秋山　雅紀

第４号中「１時間1,066円」を「１時間1,125円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月25日から効力を生ずる。

## 国家試験

**採用候補者名簿の有効期間の満了**

人事院規則８―12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、令和８年11月17日をもって満了した。

令和８年11月18日

人事院事務総局人材局企画課長　田中　玄弥
人事院北海道事務局第二課長　波戸　幸恵
人事院東北事務局第二課長　藤谷　康之
人事院関東事務局第二課長　岡安　一範
人事院中部事務局第二課長　三上　洋司
人事院近畿事務局第二課長　宇賀　二郎
人事院中国事務局第二課長　秋光　大作
人事院四国事務局第二課長　藤本　修
人事院九州事務局第二課長　永野原宏樹
人事院沖縄事務所調査課長　穀田　聡

記

2025年度国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）

2025年度税務職員採用試験

**法務省告示配第百八十三号**

静岡県御前崎市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、同次に掲げる者は、令和八年十二月十八日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、御前崎市役所又は静岡地方法務局掛川支局に照会すること。

令和八年十一月十八日

法務大臣　山下　貴司

静岡県小笠郡朝比奈村下朝比奈八十二番地

赤堀三千平

**法務省告示配第百八十四号**

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第九条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

令和八年十一月十八日

法務大臣　山下　貴司

氏名　フォートーテイモシー　ジー

生年月日　千九百七十九年七月二十四日

**法務省告示配第百八十五号**

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第九条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

令和八年十一月十八日

法務大臣　山下　貴司

氏名　ウイリアム　トーマス　ギレスピー

生年月日　千九百五十九年二月九日

**法務省告示配第百八十六号**

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第九条の規定に基づき、次の者に対し、中華人民共和国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を認した。

令和八年十一月十八日

法務大臣　山下　貴司

氏名　胡　悦

生年月日　千九百八十八年三月十一日

# 公　告

## 諸　事　項

**建設業の許可の取消処分の公告**

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年11月18日

中国地方整備局長　山本　大志

1　処分をした年月日　令和８年10月26日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　創建ホーム株式会社　山本　慎　広島県竹原市中央４－７－３　国土交通大臣許可（特－５）第20416号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　令和８年10月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

## 相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

**令和８年（家）第１１６１号**
高知市葛島２丁目５番３－４０３号
申立人　山本　楠則
本籍高知県高知市丸ノ内１丁目７０番地
最後の住所高知県香南市野市町下井１３０９番地１５
死亡の場所高知県香南市
死亡年月日令和８年３月２１日頃
出生の場所高知県高知市
出生年月日昭和２８年１１月３０日
職業　無職　被相続人　亡　押岡　謙志
事務所　高知市大川筋２丁目１番３５号
相続財産清算人　司法書士　福島　誠志
催告期間満了日　令和９年６月３日
高知家庭裁判所

**令和８年（家）第７１７８４号**
東京都練馬区豊玉北６丁目１３番１０号
申立人　東京都練馬都税事務所長
本籍東京都練馬区豊玉中三丁目１０番地
最後の住所東京都練馬区豊玉中３丁目１０番１３号
死亡の場所東京都練馬区
死亡年月日推定令和７年１月２９日
出生の場所東京都練馬区
出生年月日昭和３２年１月３日
職業　不明　被相続人　亡　大﨑　崇彦
事務所　東京都中央区明石町１１－１５ミキジ明石町ビル４階　東京桜橋法律事務所
相続財産清算人　弁護士　楠　慶
催告期間満了日　令和９年５月３１日
東京家庭裁判所

**令和８年（家）第７１８５２号**
東京都品川区広町２－１－３６
申立人　品川区長
本籍東京都品川区東中延２丁目３９５番地
最後の住所東京都品川区東中延２丁目３番１１号
死亡の場所東京都品川区
死亡年月日推定令和７年８月２６日
出生の場所東京都品川区
出生年月日昭和３７年１２月２６日
職業　不明　被相続人　亡　阪上　恭行
事務所　東京都文京区関口１－４４－５杉山ビル２０２号室　奥田法律事務所
相続財産清算人　弁護士　奥田　大介
催告期間満了日　令和９年５月３１日
東京家庭裁判所

**令和８年（家）第７２１１４号**
東京都東村山市萩山町２丁目１６番地２４
申立人　丸　キム
本籍東京都品川区南大井５丁目５番
最後の住所東京都中央区勝どき６丁目３番２－３９０８号
死亡の場所東京都中央区
死亡年月日令和６年１２月１１日
出生の場所東京都小平市
出生年月日昭和３８年５月２７日
職業　自営業　被相続人　亡　丸　幸徳
事務所　東京都千代田区神田司町二丁目２番１２号神田司町ビル６階　岡田・今西・山本法律事務所
相続財産清算人　弁護士　山本　正
催告期間満了日　令和９年５月３１日
東京家庭裁判所

**令和８年（家）第３０５９号**
静岡県焼津市石津中町22番地の11　司法書士西川浩之事務所
申立人　西川　浩之
本籍静岡県菊川市西方2367番地
最後の住所静岡県菊川市西方4573番地
死亡の場所静岡県焼津市
死亡年月日令和８年８月１日
出生の場所静岡県小笠郡菊川町
出生年月日昭和42年４月18日
職業無職　被相続人　亡　又野さとみ
静岡県藤枝市水上１番地の10９　永野司法書士事務所
相続財産清算人　司法書士　永野　昌秀
催告期間満了日　令和９年６月４日
静岡家庭裁判所掛川支部

**令和８年（家）第６１８号**
北九州市八幡東区尾倉２丁目８番１号
申立人　福岡ひびき信用金庫
本籍福岡県築上郡上毛町大字西友枝1612番地６
最後の住所福岡県築上郡上毛町大字西友枝1612番地６
死亡の場所福岡県築上郡上毛町
死亡年月日令和８年６月28日
出生の場所神奈川県横須賀市
出生年月日昭和47年２月１日
職業不明　被相続人　亡　渋谷　順一
事務所福岡県行橋市中央１丁目２番８号　京築総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　水島　達哉
催告期間満了日　令和９年６月９日
福岡家庭裁判所行橋支部

**令和８年（家）第２００５８号**
北海道上川郡当麻町３条西３丁目１２番２０号
申立人　福島　将恭
本籍千葉県君津市三直５２２番地１
最後の住所千葉県君津市三直５２２番地１ケアハウスグランディきみつ４０２
死亡の場所千葉県君津市
死亡年月日令和７年１２月１日
出生の場所北海道旭川市
出生年月日昭和１８年１月２日
職業不明　被相続人　亡　坂本　一夫
事務所　千葉県君津市東坂田３－５－１５富士ヴィレッジ２０２一法師法律事務所
相続財産清算人　弁護士　一法師　拓也
催告期間満了日　令和９年５月２７日
千葉家庭裁判所
木更津支部

**令和８年（家）第２００７８号**
千葉県木更津市中央１－３－１１－１２０１
申立人　内藤　圭策
本籍東京都江戸川区東葛西七丁目７８０番地
最後の住所千葉県袖ケ浦市上泉１７６７番地２１袖ケ浦学園
死亡の場所千葉県木更津市
死亡年月日令和８年７月１０日
出生の場所千葉県市川市
出生年月日昭和４４年６月２日
職業無職　被相続人　亡　田中　武夫
事務所　千葉県木更津市新田２－６－１かずさ総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　古田　恭司
催告期間満了日　令和９年５月２８日
千葉家庭裁判所
木更津支部

**令和８年（家）第６７３号**
奈良県天理市櫟本町769番地
申立人　福尾　圭司
奈良県天理市櫟本町769番地
申立人　福尾　和子
本籍奈良県天理市櫟本町2066番地
最後の住所奈良県天理市櫟本町2066番地
死亡の場所奈良県奈良市
死亡年月日令和７年９月13日
出生の場所徳島県三好郡佐馬地村
出生年月日昭和26年８月８日
職業　無職　被相続人　亡　生田　京子
奈良市高天町19－１奈良今西ビル４階古都の風法律事務所
相続財産清算人　藤澤　頼人
催告期間満了日　令和９年６月23日
奈良家庭裁判所

**令和　８年（家）第３００４６号**
広島市南区比治山本町16番12号
申立人　広島県西部建設事務所所長後藤裕司
本籍広島県安芸高田市甲田町下小原1246番地１
最後の住所広島県安芸高田市甲田町下小原1246番地１第３花の木住宅
死亡の場所広島県広島市安佐北区
死亡年月日令和７年１月26日
出生の場所広島県大竹市
出生年月日昭和16年２月19日
職業不明　被相続人　亡　政岡　昭男
事務所広島県三次市十日市南１丁目４番８号水本ビル４階
相続財産清算人　弁護士　前田　剛志
催告期間満了日　令和９年６月11日
広島家庭裁判所三次支部

**令和８年（家）第３０３２９号**
広島県東広島市西条町助実1880－７
申立人　菅田　正治
本籍広島県東広島市八本松町原2198番地
最後の住所広島県東広島市八本松町原2198番地
死亡の場所広島県東広島市
死亡年月日令和８年１月１日
出生の場所台湾台北洲台北市
出生年月日昭和18年２月７日
職業無職
被相続人　亡　菅田　千鶴恵
広島県東広島市西条西本町25番30号第２エンゼルコーポ103
相続財産清算人　司法書士　石橋　隆志
催告期間満了日　令和９年５月31日
広島家庭裁判所

**令和８年（家）第９１７６号**
静岡県沼津市下香貫浜田2995－９
申立人　初又　泰代
本籍静岡県沼津市内浦三津560番地
最後の住所静岡県沼津市内浦三津560番地
死亡の場所静岡県駿東郡清水町
死亡年月日平成23年２月４日
出生の場所静岡県田方郡内浦村
出生年月日昭和３年12月12日
職業不詳　被相続人　亡　初　又　明
静岡県沼津市大岡1923－１　元吉ビル２階南カトレア法律事務所
相続財産清算人　弁護士　出田　早苗
催告期間満了日　令和９年６月30日
静岡家庭裁判所沼津支部

**令和８年（家）第３６０号**
三重県津市久居桜が丘町1711番地５
申立人　紀平眞樹子
本籍三重県津市本町31番
最後の住所三重県津市本町31番51号
死亡の場所三重県津市
死亡年月日令和８年６月８日
出生の場所三重県安濃郡新町
出生年月日昭和３年11月４日
職業　会社役員　被相続人　亡　紀平　典昭
三重県四日市市安島１丁目５番10号　ＫＯＳＣＯ四日市西浦ビル７階　ＡＳＫ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　粟原　雅斗
催告期間満了日　令和９年５月28日
津家庭裁判所

**令和８年（家）第２０８８号**
滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘本町２丁目2659－60
申立人　前田　千幸
本籍滋賀県草津市志那町280番地
最後の住所滋賀県甲賀市土山町野上野497番地
死亡の場所滋賀県甲賀市
死亡年月日令和８年５月31日
出生の場所滋賀県草津市
出生年月日昭和30年12月５日
職業無職　被相続人　亡　白井　勉
滋賀県大津市末広町７番１号　大津パークビル６階　吉原稔法律事務所
相続財産清算人　弁護士　稲田ますみ
催告期間満了日　令和９年６月23日
大津家庭裁判所

**令和８年（家）第８１１１６号**
三重県多気郡明和町大字佐田２５３３番地４メゾン悠　１Ａ号
申立人　山下　円
本籍和歌山県和歌山市松江中一丁目９５番地
最後の住所大阪府大阪市西成区天下茶屋二丁目１４番１３号
死亡の場所大阪府大阪市西成区
死亡年月日令和２年９月２９日
出生の場所大阪府大阪市天王寺区
出生年月日昭和３２年１月８日
職業　不明　被相続人　亡　駿川　忠仁
住所　大阪市中央区本町１－７－１三星本町ビル８階
相続財産清算人　弁護士　東原　直樹
催告期間満了日　令和９年６月２２日
大阪家庭裁判所

**令和８年（家）第８１２４７号**
和歌山県紀の川市杉原１２番地
申立人　森　勇樹
本籍和歌山県海南市下津町塩津２６２番地
最後の住所大阪府大阪市港区波除５丁目４番３号　エスポワール波除　１０２号
死亡の場所大阪府大阪市大正区
死亡年月日令和７年８月１３日
出生の場所和歌山県海草郡塩津村
出生年月日昭和２４年７月４日
職業　無職　被相続人　亡　寺脇　吉秋
住所　大阪市北区堂島２丁目２番２号近鉄堂島ビル２階
相続財産清算人　弁護士　田尾　賢太
催告期間満了日　令和９年６月２２日
大阪家庭裁判所

**令和　８年（家）第　２８２号**
愛媛県松山市千舟町三丁目３番地８
申立人　愛媛県信用保証協会
本籍愛媛県今治市南日吉町一丁目甲141番地２
最後の住所愛媛県今治市桜井団地１丁目19番地の３
死亡の場所愛媛県今治市
死亡年月日令和８年２月19日
出生の場所愛媛県今治市
出生年月日昭和33年８月２日
職業不詳　被相続人　亡　真鍋　敏徳
事務所　愛媛県今治市南大門町１－６－18　富士火災今治ビル５階　弁護士法人東町法律事務所今治事務所
相続財産清算人　弁護士　村尾　卓哉
催告期間満了日　令和９年６月７日
松山家庭裁判所　今治支部

**令和８年（家）第２０１３４号**
栃木県下都賀郡壬生町本丸２丁目２番１０号
申立人　小板橋　香子
本籍栃木県栃木市大平町横堀997番地
最後の住所栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目48番地２ダリアホーム上三川
死亡の場所栃木県宇都宮市
死亡年月日令和８年５月２日
出生の場所栃木県下都賀郡大平町
出生年月日昭和30年12月22日
職業無職
被相続人　亡　富山　正子
栃木県宇都宮市小幡１丁目１番21号　オノセビル２階茅島法律事務所
相続財産清算人　弁護士　茅島　和幸
催告期間満了日　令和９年５月31日
宇都宮家庭裁判所

**令和８年（家）第５０８１号**
長野県上田市材木町２－８－９
申立人　小池　功二
申立人手続代理人弁護士　塚田　雅彦
本籍　長野県上田市常入１丁目2491番地３
最後の住所　長野県上田市常入１丁目１番８号
死亡の場所長野県上田市
死亡年月日令和７年７月４日
出生の場所長野県小県郡富士山村
出生年月日昭和23年４月22日
職業税理士事務所事務員　被相続人　亡　小林千惠子
事務所　長野県上田市中央６丁目14番６号　清水小池法律事務所
相続財産清算人　弁護士　清水　智弥
催告期間満了日　令和９年６月21日
長野家庭裁判所上田支部

**令和８年（家）第５１３１号**
東京都大田区鵜の木１－２－１７
申立人　関崎　由美子
本籍神奈川県横須賀市太田和二丁目１１番
最後の住所神奈川県横須賀市太田和２丁目１１番１１号
死亡の場所神奈川県横須賀市
死亡年月日推定令和８年１月８日
出生の場所福島県南会津郡只見町
出生年月日昭和３６年１０月８日
職業　パート従業員　被相続人亡　横山　和枝
事務所　神奈川県横須賀市小川町１３番地２０横須賀中央ビル５階Ｂ室
相続財産清算人　弁護士　望月　由佳子
催告期間満了日　令和９年５月３１日
横浜家庭裁判所横須賀支部

**令和８年（家）第３０１３９号**
千葉市稲毛区稲毛東３丁目１７番５号
申立人　ちばぎん保証株式会社
本籍千葉県八街市沖１０１番地
最後の住所千葉県八街市八街ほ２７６番地
死亡の場所千葉県山武郡九十九里町
死亡年月日令和７年３月６日
出生の場所千葉県印旛郡八街町
出生年月日昭和９年４月５日
職業　不明　被相続人　亡　伊橋　久
事務所　千葉市中央区長洲１丁目３２番３号　ＩＺＵＭＩ０３ビル１０２　本千葉みらい法律事務所
相続財産清算人　弁護士　中村　恒平
催告期間満了日　令和９年６月２３日
千葉家庭裁判所佐倉支部

**令和８年（家）第７２２９９号**
東京都大田区新蒲田１－１８－２２
申立人　東京都大田都税事務所長
本籍東京都大田区南蒲田３丁目１３７０番地
最後の住所東京都大田区本羽田１丁目８番１１号
死亡の場所東京都大田区
死亡年月日令和５年７月１１日頃から２０日頃までの間
出生の場所東京市蒲田区
出生年月日昭和１４年７月４日
職業　不明　被相続人　亡　増田　智惠子
事務所　東京都新宿区新宿１丁目８番５号　新宿御苑室町ビル５階　三宅・今井・池田法律事務所
相続財産清算人　弁護士　小田切　豪
催告期間満了日　令和９年５月３１日
東京家庭裁判所

**令和８年（家）第２１１５号**
大阪府泉佐野市市場東１丁目１番１号
申立人　泉佐野市長　千代松大耕
本籍大阪府泉佐野市湊三丁目532番地
最後の住所大阪府泉佐野市湊三丁目17番28号
死亡の場所大阪府泉南郡熊取町
死亡年月日平成25年７月20日
出生の場所大阪府泉南郡北中通村
出生年月日昭和10年２月22日
職業　不明　　被相続人　亡　濱野　松藏
大阪市中央区淡路町２丁目６番５号　井上ビル２階
相続財産清算人　弁護士　木村　修大
催告期間満了日　令和９年６月23日
大阪家庭裁判所岸和田支部

**令和８年（家）第５７２号**
埼玉県比企郡小川町大字大塚257番地１
申立人　達脇　清将
本籍埼玉県比企郡小川町大字木部333番地
最後の住所埼玉県比企郡小川町大字小川556番地
死亡の場所埼玉県熊谷市
死亡年月日令和８年８月９日
出生の場所埼玉県比企郡竹沢村
出生年月日昭和29年３月13日
職業無職　　被相続人　亡　栃　　泰夫
埼玉県比企郡小川町大字大塚257番地１
相続財産清算人　司法書士　達脇　清将
催告期間満了日　令和９年６月14日
さいたま家庭裁判所熊谷支部

**令和８年（家）第７２３８１号**
東京都中央区日本橋３丁目１２番２号
申立人　一般社団法人東京シルバーライフ協会
本籍広島県福山市鞆町鞆７４１番地
最後の住所東京都世田谷区宮坂２丁目１１番１３－４０２号
死亡の場所東京都目黒区
死亡年月日令和７年１１月２５日
出生の場所広島県沼隈郡鞆町
出生年月日昭和２０年１０月８日
職業　無職　被相続人　亡　西村　喜代司
事務所　東京都渋谷区西原３－３８－１２ポカージュ代々木上原３０５号　代々木上原とちのき法律事務所
相続財産清算人　弁護士　井村　華子
催告期間満了日　令和９年５月３１日
東京家庭裁判所

**令和８年（家）第４０００８号**
北海道岩内郡岩内町字高台134番地１
申立人　岩内町
代表者町長　木村　清彦
本籍北海道岩内郡岩内町字御崎251番地
最後の住所北海道岩内郡岩内町字大和７番地１
死亡の場所北海道岩内郡岩内町
死亡年月日令和４年11月３日
出生の場所北海道岩内郡岩内町
出生年月日昭和36年６月23日
職業不明　　被相続人　亡　濱田　博之
住所　北海道岩内郡岩内町字万代３番地９
中央ビル３階　岩内ひまわり基金法律事務所
相続財産清算人　弁護士　林　　康碩
催告期間満了日　令和９年６月11日
札幌家庭裁判所岩内支部

**令和８年（家）第７０４３号**
東京都文京区後楽一丁目４番１４号
申立人　一般社団法人日本労働者信用基金協会
代表者代表理事　小野　隆
本籍福岡県飯塚市大日寺512番地４
最後の住所福岡県飯塚市明星寺1356番地１
死亡の場所福岡県嘉穂郡鎮西村
死亡年月日令和６年５月24日
出生の場所福岡県飯塚市
出生年月日昭和26年７月12日
職業不明　被相続人　亡　永嶋　廣己
福岡県直方市大字上新入2337－１　キングタウン上新入Ａ号室
相続財産清算人　早川　政路
催告期間満了日　令和９年５月31日
福岡家庭裁判所飯塚支部

**令和８年（家）第７０３３号**
福岡県嘉穂郡桂川町大字土居424番地１
申立人　桂川町長　井上　利一
本籍福岡県嘉穂郡桂川町大字土師3279番地２
最後の住所福岡県嘉穂郡桂川町大字土師3279番地１
死亡の場所福岡県嘉穂郡桂川町
死亡年月日令和７年１月１日頃から10日頃までの間
出生の場所福岡県嘉穂郡桂川町
出生年月日昭和28年７月４日
職業不詳　被相続人　亡　黒岩　富雄
福岡市博多区祇園町４番６号　平田ビル301号
相続財産清算人　吉田　玲子
催告期間満了日　令和９年５月３１日
福岡家庭裁判所飯塚支部

**令和８年（家）第４０６１号**
東京都千代田区大手町１丁目９番４号
申立人　株式会社日本政策金融公庫
本籍茨城県稲敷郡阿見町大字阿見1974番地
最後の住所茨城県稲敷郡阿見町大字阿見1974番地
死亡の場所茨城県稲敷郡阿見町
死亡年月日令和７年７月４日
出生の場所茨城県土浦市
出生年月日昭和31年11月12日
職業会社役員　被相続人　亡　横田　重雄
茨城県稲敷郡阿見町中央３丁目２－17　ナカタビル阿見２階　相続財産清算人　弁護士　高橋　直人　催告期間満了日　令和９年５月28日
水戸家庭裁判所土浦支部

## 相続財産清算人の改任

次の被相続人について、その相続財産の清算人を次のとおり改任した。

**令和６年（家）第１１９号**
大阪府柏原市国分西２丁目１番４０号
申立人　谷口　真規
本籍栃木県宇都宮市仲町３番、最後の住所埼玉県三郷市早稲田１丁目12番地11田園コーポⅡ202号、死亡の場所埼玉県草加市、死亡年月日令和２年12月24日、出生の場所大阪府大阪市阿倍野区、出生年月日昭和22年１月10日、職業不明
被相続人　亡　吉川　哲雄
埼玉県越谷市レイクタウン８－７－３スフィア703篠崎法律事務所
改任前の相続財産清算人　篠崎　淳
埼玉県越谷市千間台西一丁目８番地７せんげん台ＩＫビル201号室弁護士法人アネロせんげん台法律事務所
改任後の相続財産清算人　廣部　俊介
さいたま家庭裁判所越谷支部

## 公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

**令和８年（へ）第21号**
東京都葛飾区奥戸三丁目23番８号
申立人　株式会社ツカサ電気
代表者代表取締役　三橋　茂夫
権利を争う旨の申述の終期　令和９年２月３日
令和８年10月29日
東京簡易裁判所

（別紙）　目　録
約束手形　　１通
手形番号　ＢＡ308580
金額　1,466,000円
支払期日　令和8年7月15日
支払地　東京都中野区
支払場所　第一勧業信用組合中野新橋支店
振出日　令和8年5月15日
振出地　白地
振出人　株式会社エムアンドエス　代表取締役　杉山　秀明
受取人　申立人
最終所持人　申立人

## 失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

**令和８年（家）第６４５９号**
東京都世田谷区赤堤3－36－10
申立人　榊　絵里香
国籍中国
最後の住所東京都中野区中野1丁目1番1－506号
不在者　陳　誠二郎
1989年　4月17日生
届出期間満了日　令和9年2月26日
東京家庭裁判所

**令和８年（家）第７００５号**
兵庫県神戸市須磨区小寺町3－3－5
申立人　康　正亨
国籍韓国
最後の住所大韓民国以下不詳
不在者　愼　貞玉
1936年　10月17日生
届出期間満了日　令和9年2月26日
東京家庭裁判所

**令和８年（家）第７００６号**
兵庫県神戸市須磨区小寺町3－3－5
申立人　康　正亨
国籍韓国
最後の住所大韓民国以下不詳
不在者　愼　玉子
1938年　10月10日生
届出期間満了日　令和9年2月26日
東京家庭裁判所

**令和８年（家）第３３２０号**
福岡県鞍手郡鞍手町弥生２丁目93番２
申立人　廣瀬　正夫
本籍大分県津久見市セメント町467番地２
最後の住所東京都江戸川区南小岩５丁目21番７号平和荘
不在者　廣瀬　和徳
昭和43年９月25日生
届出期間満了日　令和９年２月25日
東京家庭裁判所

## 失踪宣告

**令和８年（家）第１２号**
本籍岩手県二戸郡一戸町小鳥谷字中屋敷上２番地２
最後の住所千葉県船橋市海神町五丁目496番地
不在者　木戸　重
昭和13年４月10日生
令和８年10月22日失踪宣告審判確定
千葉家庭裁判所市川出張所裁判所書記官

**令和８年（家）第２２４号**
本籍秋田県秋田市楢山字愛宕下37番地
最後の住所不明
不在者　熊谷　文子
昭和７年１月10日生
令和８年10月23日失踪宣告審判確定
青森家庭裁判所弘前支部
裁判所書記官

**令和８年（家）第１５０号**
本籍兵庫県淡路市岩屋1308番地
最後の住所兵庫県淡路市岩屋1308番地
不在者　上野　正一
昭和23年２月20日生
令和８年10月23日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所洲本支部裁判所書記官

**令和７年（家）第９４６１号**
本籍東京都江東区毛利２丁目５番地１
最後の住所不詳
不在者　澁谷きみよ
明治40年４月27日生
令和８年10月22日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所
裁判所書記官

**令和８年（家）第３３３１号**
本籍神奈川県横浜市戸塚区舞岡町850番地
最後の住所東京都豊島区駒込７丁目５番13号レオパレス巣鴨101号
不在者　藤田　純也
昭和38年２月23日生
令和８年10月23日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所
裁判所書記官

**令和７年（家）第５６７６号**
本籍佐賀県伊万里市大川内町甲１６８５番地５
最後の住所東京都練馬区上石神井一丁目６５７番地
不在者　川内　健子
昭和１８年１０月１５日生
令和８年１０月２３日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所
裁判所書記官

**令和８年（家）第４６号**
本籍北海道留萌市千鳥町四丁目107番地27
最後の住所北海道苫前郡苫前町字苫前68番地の26
不在者　堀井　直樹
平成７年７月11日生
令和８年10月21日失踪宣告審判確定
旭川家庭裁判所留萌支部裁判所書記官

**令和８年（家）第４５号**
本籍北海道深川市太子町16番地
最後の住所北海道苫前郡苫前町字苫前162番地西団地Ｂ棟５号室
不在者　金野　仁泰
昭和51年４月19日生
令和８年10月23日失踪宣告審判確定
旭川家庭裁判所留萌支部裁判所書記官

## 除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

**令和８年（ヘ）第１号**
奈良県五條市火打町533番地
申立人　坂部　修次
権利の届出の終期　令和８年10月21日
令和８年10月22日　五條簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　奈良県五條市火打町541番１
田　335平方メートル
⑵登記年月日番号　奈良地方法務局五條支局昭和３年12月28日受付第3262号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　永小作権設定
原因　昭和３年７月１日設定
小作料　１年玄米１斗
支払期　毎年３月末日
存続期間　契約の日より25年
永小作権者　奈良県宇智郡阪合部村大字火打22番地の２
廣岡　幸

## 破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**令和８年（フ）第２７１号**
神奈川県横須賀市大矢部一丁目12番10号ＫＳビル１階
債務者　合同会社ＺＥＮ
代表者代表社員　吉野　邦彦
1　決定年月日時　令和８年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野竹　秀一
4　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月18日午後２時
横浜地方裁判所横須賀支部

**令和８年（フ）第８１１号**
川崎市幸区塚越４丁目345番地１ザ・ミレナリータワーズ340号
債務者　合同会社ｉＬＩＶＡＳ
代表社員　春日　傑
1　決定年月日時　令和８年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　訓幸
4　破産債権の届出期間　令和８年12月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午前10時10分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和８年（フ）第２８４号**
愛知県新城市字西新町65番地
債務者　有限会社坂部新聞店
代表者取締役　坂部　敬介
1　決定年月日時　令和８年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高和　直司
4　破産債権の届出期間　令和８年12月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月19日午前10時50分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**令和８年（フ）第２７２２号**
横浜市戸塚区柏尾町170番地２
債務者　株式会社フューチャーデザイン
代表者代表取締役　押　昌彦
1　決定年月日時　令和８年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猪本　芳子
4　破産債権の届出期間　令和８年12月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月17日午前11時
横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第２７４９号**
横浜市西区高島２丁目11番２号スカイメナー横浜519
債務者　有限会社マイスカイ
代表者取締役　下村　雅昭
1　決定年月日時　令和８年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　諸節　統
4　破産債権の届出期間　令和８年12月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月17日午前10時50分
横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第２５４号**
神奈川県三浦市三崎町六合１番地62
債務者　株式会社ペニンシュラ
代表者清算人　井上　靖彦
1　決定年月日時　令和８年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大友　朋子
4　破産債権の届出期間　令和８年12月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前11時30分
横浜地方裁判所横須賀支部

**令和８年（フ）第８４号**
北海道小樽市新光５丁目７番８号
債務者　株式会社丸一土井水産
代表者代表取締役　土井　　譲
1　決定年月日時　令和８年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　大剛
4　破産債権の届出期間　令和８年12月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月25日午後１時30分
札幌地方裁判所小樽支部

**令和８年（フ）第３７９号**
岐阜市長良幸和町一丁目６番地３
債務者　株式会社ヤマヤ
代表者代表取締役　山口弥主氏
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　臼井　俊治
4　破産債権の届出期間　令和８年12月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月19日午前10時30分
岐阜地方裁判所

**令和８年（フ）第４６５号**
静岡市清水区高橋６丁目１番15号
債務者　伏見機械株式会社
代表者代表取締役　伏見　慎也
1　決定年月日時　令和８年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　　誠
4　破産債権の届出期間　令和８年12月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月８日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第４６４号**
北海道函館市万代町15番１号
債務者　有限会社佐々木船具資材
代表者代表取締役　佐々木　栄
1　決定年月日時　令和８年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和根崎直樹
4　破産債権の届出期間　令和９年１月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月18日午前10時30分
函館地方裁判所

**令和８年（フ）第２７２号**
茨城県つくば市上ノ室2008
債務者　株式会社ＴＸＮ
代表者代表取締役　中本　修二
1　決定年月日時　令和８年11月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　唐津　悠輔
4　破産債権の届出期間　令和９年１月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月25日午前11時
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**令和８年（フ）第５５８号**
新潟市北区松浜東町一丁目６番７号
債務者　マルチネット工販株式会社
代表者代表取締役　木村　　進
1　決定年月日時　令和８年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石山　正彦
4　破産債権の届出期間　令和８年12月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年３月２日午後２時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
新潟地方裁判所民事部

**令和８年（フ）第１３４号**
新潟県新発田市大栄町一丁目２番３号
債務者　株式会社村安
代表者代表取締役　村山　陽一
1　決定年月日時　令和８年11月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田　将之
4　破産債権の届出期間　令和９年１月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
新潟地方裁判所新発田支部

**令和８年（フ）第５５３４号**
大阪府吹田市豊津町１番18号
債務者　ＧｏｌｄＨａｔ株式会社
代表者代表取締役　駒井　謙一
1　決定年月日時　令和８年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大原　靖史
大阪地方裁判所第６民事部

## 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**令和８年（フ）第１０４号**
福岡県飯塚市小正719番地６
債務者　寺岡　秋生
1　決定年月日時　令和８年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　枡田　晃久
4　破産債権の届出期間　令和８年12月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**令和８年（フ）第８９８号**
北九州市小倉北区上富野１丁目２番38号（205）、前住所北九州市小倉北区片野３丁目14番11―206号
債務者　林　　佑亮
1　決定年月日時　令和８年11月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩岡　優子
4　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**令和８年（フ）第１０２号**
福岡県飯塚市相田131番地２　Ｍｅｌｔｏｎ606
債務者　竹内　真吾
1　決定年月日時　令和８年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　明石美紗子
4　破産債権の届出期間　令和８年12月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**令和８年（フ）第２５３号**
群馬県高崎市井野町166番地１　市住２棟232号
債務者　毛利麻衣子
1　決定年月日時　令和８年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑　　雄気
4　破産債権の届出期間　令和８年12月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**令和８年（フ）第１１０号**
福岡県飯塚市勢田694番地１　Ｄｒｅａｍｏｎ2008―202号
債務者　梅田　由香
1　決定年月日時　令和８年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢野真依子
4　破産債権の届出期間　令和８年12月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**令和８年（フ）第２５７０号**
愛知県長久手市桜作1708番地２
債務者　坂本　日向
1　決定年月日時　令和８年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三宅　浩司
4　破産債権の届出期間　令和８年12月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月10日午前10時40分
6　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２９３号**
盛岡市太田六丁目８番32号
債務者　井上　優樹
1　決定年月日時　令和８年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　工藤　光機
4　破産債権の届出期間　令和８年12月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午前10時15分
6　免責意見申述期間　令和９年２月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**令和８年（フ）第８８号**
長野県岡谷市湖畔一丁目８番３号　ソラーナ岡谷Ｂ203
債務者　濵　　一輝（旧姓細川）
1　決定年月日時　令和８年11月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　諏訪　雅顕
4　破産債権の届出期間　令和８年12月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年２月３日まで
長野地方裁判所諏訪支部

**令和８年（フ）第２８５号**
愛知県新城市字西新町65番地
債務者　坂部　敬介
1　決定年月日時　令和８年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高和　直司
4　破産債権の届出期間　令和８年12月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月19日午前10時50分
6　免責意見申述期間　令和９年２月５日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

**令和８年（フ）第３５６号**
鹿児島市下荒田３丁目６番１号　レイモンドジャルダン101号、前住所鹿児島市下荒田４丁目24番14号
債務者　町屋敷　歩
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堂免　　修
4　破産債権の届出期間　令和８年12月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月19日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年２月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**令和８年（フ）第２２１号**
山形県寒河江市大字谷沢584番地
債務者　早坂　静夫
1　決定年月日時　令和８年11月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石垣　肇之
4　破産債権の届出期間　令和９年１月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月18日午前10時55分
6　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
山形地方裁判所民事部

**令和８年（フ）第６２３号**
静岡市駿河区中原568番地の２　ファミールグランデージ中原711号室
債務者　齋藤　訓司
1　決定年月日時　令和８年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　史浩
4　破産債権の届出期間　令和８年12月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月13日午前11時50分
6　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
静岡地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２１１９号**
東京都町田市南町田２丁目７番１―502号
債務者　草賀　正勝
1　決定年月日時　令和８年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤わかな
4　破産債権の届出期間　令和８年12月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和８年（フ）第２０３１号**
東京都八王子市北野町554番地19ライゼプラッツ102号
債務者　金子　裕幸
1　決定年月日時　令和８年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片岡　麻衣
4　破産債権の届出期間　令和８年12月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月20日午後１時15分
6　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和８年（フ）第２０７７号**
東京都八王子市裏高尾町957番地浅川ホーム
債務者　北田　　豪
1　決定年月日時　令和８年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石原　智明
4　破産債権の届出期間　令和８年12月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月20日午前10時45分
6　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和８年（フ）第２５５号**
神奈川県三浦市初声町下宮田473番地９
債務者　井上　靖彦
1　決定年月日時　令和８年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大友　朋子
4　破産債権の届出期間　令和８年12月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月21日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**令和８年（フ）第２７２号**
埼玉県本庄市児玉町吉田林56番地１　ルーチェ・ラルゴＢ　102号室
債務者　石田　加奈
1　決定年月日時　令和８年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　門脇　　清
4　破産債権の届出期間　令和８年12月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月９日午後２時
6　免責意見申述期間　令和９年１月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**令和８年（フ）第２１１３号**
東京都多摩市連光寺１丁目35番地の16
債務者　那須田　淳
1　決定年月日時　令和８年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上村　　剛
4　破産債権の届出期間　令和８年12月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月28日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月28日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和８年（フ）第５２３号**
川崎市多摩区菅５丁目７番６―201号
債務者　齋須安梨沙
1　決定年月日時　令和８年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　寛一
4　破産債権の届出期間　令和８年12月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月３日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年２月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和８年（フ）第１６３号**
富山県高岡市立野美鳥町２丁目64　ラ・ロマーネ　Ｉ　203号室、住民票上の住所富山県高岡市立野543番地
債務者　松井　葉月
1　決定年月日時　令和８年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村あずさ
4　破産債権の届出期間　令和８年12月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月４日午前10時35分
6　免責意見申述期間　令和９年２月３日まで
富山地方裁判所高岡支部

**令和８年（フ）第２６８号**
神奈川県横浜市中区本牧原39番３号
債務者　金子　淳一
1　決定年月日時　令和８年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生田　　秀
4　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月10日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年２月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**令和８年（フ）第２７２３号**
神奈川県高座郡寒川町一之宮１丁目10番13号
債務者　押　　昌彦
1　決定年月日時　令和８年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猪本　芳子
4　破産債権の届出期間　令和８年12月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月17日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年２月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第２７５０号**
神奈川県綾瀬市小園1292番地22
債務者　下村　雅昭
1　決定年月日時　令和８年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　諸節　　統
4　破産債権の届出期間　令和８年12月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月17日午前10時50分
6　免責意見申述期間　令和９年２月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第４４１号**
静岡県浜松市中央区三方原町662番地の２
債務者　森電器こと森　　宏和
1　決定年月日時　令和８年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　俊和
4　破産債権の届出期間　令和８年12月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月10日午後３時40分
6　免責意見申述期間　令和９年２月10日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和８年（フ）第１５０号**
富山県高岡市野村1179番地６、住民票上の住所富山県高岡市横田451番地２　ヴィラ・クレール　102号室
債務者　桶川　莉希
1　決定年月日時　令和８年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　美穂
4　破産債権の届出期間　令和８年12月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月18日午前10時５分
6　免責意見申述期間　令和９年２月17日まで
富山地方裁判所高岡支部

**令和８年（フ）第５５９号**
新潟市北区松浜みなと37番14号
債務者　木村　　進
1　決定年月日時　令和８年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石山　正彦
4　破産債権の届出期間　令和８年12月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年３月２日午後２時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
新潟地方裁判所民事部

**令和８年（フ）第７９号**
新潟県上越市大字北新保71番甲地　川室記念病院、住民票上の住所新潟県上越市五智６丁目６番11号　上越五智養護老人ホーム
債務者　上野　則男
1　決定年月日時　令和８年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　淳哉
4　破産債権の届出期間　令和８年12月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
新潟地方裁判所高田支部

**令和８年（フ）第１１３号**
広島県呉市郷原町2234番地の５ヴィラⅡ201号室
債務者　松田　武司（旧姓谷）
1　決定年月日時　令和８年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田奥　明生
4　破産債権の届出期間　令和８年12月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
広島地方裁判所呉支部

**令和８年（フ）第１７５３号**
大阪府門真市岸和田２丁目５番15号
債務者　小田　香織
1　決定年月日時　令和８年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　　慧
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（フ）第５１４８号**
大阪市住之江区北加賀屋１丁目11番４号　ＫＩＲＩＳＨＩＭＡハイツ　201
債務者　都留　英人
1　決定年月日時　令和８年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　和毅
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（フ）第５７８１号**
大阪府吹田市山手町４丁目25番13号―103号、住民票上の住所大阪府吹田市山手町３丁目17番Ｃ―310号
債務者　トライデントこと　松山　一平
1　決定年月日時　令和８年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　真憲
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（フ）第５８５６号**
大阪府東大阪市三ノ瀬２丁目１番２号
債務者　中古ノートパソコンの店くろひげさんこと　中根　博幸
1　決定年月日時　令和８年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　入江　貴之
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

## 破産債権の届出期間及び一般調査期日

**令和８年（フ）第２０５号**
兵庫県西宮市高須町１丁目１番12―1507号、前住所兵庫県西宮市小松南町三丁目１番９号マルショウビル２Ｆ
破産者　中村千津子
1　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
2　一般調査期日　令和９年２月18日午前10時15分
令和８年11月５日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和８年（フ）第９１号**
栃木県佐野市富岡町371番地３
破産者　株式会社大島コーポレーション
1　破産債権の届出期間　令和８年12月９日まで
2　一般調査期日　令和９年１月29日午前10時
令和８年11月９日
宇都宮地方裁判所足利支部

**令和８年（フ）第５７３号**
広島県福山市緑陽町２丁目３番５号
破産者　伊達　嗣郎
1　破産債権の届出期間　令和８年12月９日まで
2　一般調査期日　令和９年２月８日午後２時
令和８年11月９日
広島地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第５７４号**
広島県福山市木之庄町５丁目２番13号
破産者　古志　徳秀
1　破産債権の届出期間　令和８年12月９日まで
2　一般調査期日　令和９年２月８日午後２時
令和８年11月９日
広島地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第２６８号**
北九州市小倉南区蜷田若園３丁目５番４号
破産者　野口　　誠
1　破産債権の届出期間　令和８年12月９日まで
2　一般調査期日　令和９年１月20日午後１時30分
令和８年11月９日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**令和８年（フ）第４３６号**
兵庫県尼崎市稲葉荘２丁目12番19号、前住所兵庫県尼崎市水堂町１―12―１―103
破産者　新谷　展弘
1　破産債権の届出期間　令和８年12月10日まで
2　一般調査期日　令和９年２月１日午前10時30分
令和８年11月10日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和７年（フ）第１０４号**
福岡県飯塚市伊川1254番地17　ビレッジハウス伊川２号棟407号室、前住所福岡県飯塚市楽市602番地４
破産者　南　　大介
1　破産債権の届出期間　令和８年12月10日まで
2　一般調査期日　令和９年１月18日午前11時30分
令和８年11月９日
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**令和８年（フ）第１２７９号**
大阪市東住吉区南田辺３丁目１番８号
破産者　有限会社イーデス・スポーツクラブ
1　破産債権の届出期間　令和８年12月11日まで
2　一般調査期日　令和９年１月14日午後２時
令和８年11月９日
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（フ）第４３３１号**
大阪市東成区深江南３丁目18番４号
破産者　今村　颯太
1　破産債権の届出期間　令和８年12月14日まで
2　一般調査期日　令和９年１月28日午後１時50分
令和８年11月９日
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（フ）第１３０３号**
北海道恵庭市黄金南２丁目15番地12
破産者　北山　美穂
1　破産債権の届出期間　令和８年12月16日まで
2　一般調査期日　令和９年１月14日午前10時15分
令和８年11月９日
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第１号**
群馬県前橋市上小出町一丁目12番地24、開始決定時の住所群馬県前橋市岩神町２丁目22―14
破産者　古谷　芳行
1　破産債権の届出期間　令和８年12月22日まで
2　一般調査期日　令和９年１月14日午前11時
令和８年11月10日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**令和７年（フ）第２５０号**
佐賀市諸富町大字徳富1847番地１　グランモア諸富102
破産者　祖一　裕也
1　破産債権の届出期間　令和８年12月24日まで
2　一般調査期日　令和９年２月４日午後１時30分
令和８年11月９日
佐賀地方裁判所民事部破産係

**令和７年（フ）第２５７号**
佐賀市大和町大字尼寺1092番地１　ワンウィルＡ棟106、前住所福岡市東区松島１丁目23番17―202号　ラヴニール
破産者　吉武　明成
1　破産債権の届出期間　令和８年12月25日まで
2　一般調査期日　令和９年２月25日午後４時
令和８年11月10日
佐賀地方裁判所民事部破産係

## 書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

**令和８年（フ）第３８９号**
大阪府八尾市二俣１丁目98番地の１　メゾンドールヤマヒデ参番館1302号、前住所大阪府八尾市二俣１丁目224番地
破産者　中井　　誠
異議申述期間　令和９年１月４日まで
令和８年11月９日
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（フ）第３９１７号**
大阪市中央区南船場３丁目２番22号おおきに南船場ビル205
破産者　株式会社ｍｕｇ＆ｂｕｎ
異議申述期間　令和９年１月４日まで
令和８年11月９日
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（フ）第４０８６号**
大阪市城東区鴫野東２丁目16番15号　ニューアケボノマンション　105
破産者　荒田　忠輝
異議申述期間　令和９年１月４日まで
令和８年11月９日
大阪地方裁判所第６民事部

## 特別清算開始

**令和８年（ヒ）第７号**
群馬県館林市松原一丁目１６番４７号
清算株式会社　ＳＪ株式会社
代表清算人　柳　節子
1　決定年月日　令和８年１１月２日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
前橋地方裁判所太田支部

**令和８年（ヒ）第７号**
福井県越前市家久町57号17番地
清算株式会社　株式会社エムティー管財
代表清算人　沖野美沙
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福井地方裁判所民事部

## 特別清算終結

**令和８年（ヒ）第１００２号**
神奈川県鎌倉市腰越３丁目14番12号
清算株式会社　株式会社堤工業
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（ヒ）第３００４号**
群馬県前橋市駒形町１８１－１
清算株式会社　株式会社ＳＧ商会
1　決定年月日　令和８年１１月２日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
前橋地方裁判所民事部

**令和８年（ヒ）第３００５号**
群馬県前橋市駒形町１８１－１
清算株式会社　株式会社プランナー商事
1　決定年月日　令和８年１１月２日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
前橋地方裁判所民事部

**令和８年（ヒ）第３００６号**
群馬県前橋市駒形町１８１番地１
清算株式会社　株式会社ラッキースマイル
1　決定年月日　令和８年１１月２日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
前橋地方裁判所民事部

**令和８年（ヒ）第３００７号**
群馬県前橋市駒形町１８１－１
清算株式会社　株式会社ニコニコカンパニー
1　決定年月日　令和８年１１月２日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
前橋地方裁判所民事部

**令和８年（ヒ）第３００８号**
群馬県前橋市駒形町１８１－１
清算株式会社　株式会社タケウチ
1　決定年月日　令和８年１１月２日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
前橋地方裁判所民事部

## 再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

**令和８年（再）第１９号**
三重県いなべ市北勢町阿下喜３２９０番地
再生債務者　株式会社六石ゴルフ倶楽部
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
1　再生債務者が取得する株式の数　全ての発行済株式である普通株式１６２０株
2　再生債務者が１の株式を取得する日　７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が出資をした日。なお、取得対価は無償とし、再生債務者が取得した株式は、取得後、全て消却する。
3　減少する資本金の額　資本金９０００万円全額
4　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が出資をした日
5　募集株式の数　普通株式１万２０００株

６　募集株式の払込金額　普通株式１株につき金５万円。なお、払込金額の総額は６億円。
７　募集株式と引換えにする金銭の払込期間　再生計画認可決定確定日から１ケ月
８　増加する資本金の額　金３億円
９　増加する資本準備金の額　金３億円
10　発行可能株式総数についての定款の変更に関する定め　再生債務者の発行可能株式総数を、普通株式１８００株から普通株式１万２０００株に変更する。
令和８年11月２日
東京地方裁判所民事第２０部

## 小規模個人再生による再生手続開始

**令和８年（再イ）第１１６号**
埼玉県所沢市若松町810番地の13
再生債務者　上屋　雄一
１　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月26日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月７日から令和８年12月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**令和８年（再イ）第２１５号**
千葉県船橋市三咲２丁目18番40号
再生債務者　山口　幹太
１　決定年月日時　令和８年11月６日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月27日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月11日から令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和８年（再イ）第８０号**
兵庫県西宮市甲子園浦風町１番23―212号（前住所）大阪府藤井寺市惣社１丁目７番32―202号
再生債務者　西野　優斗
１　決定年月日時　令和８年11月６日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月27日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月４日から令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

**令和８年（再イ）第２５４号**
札幌市清田区美しが丘２条７丁目２番26号
再生債務者　田中　賢次
１　決定年月日時　令和８年11月９日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月30日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月14日から令和８年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（再イ）第１３２号**
さいたま市見沼区大字蓮沼1677番地18
再生債務者　萩原　伸一
１　決定年月日時　令和８年11月９日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月30日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月14日から令和８年12月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

**令和８年（再イ）第１５４号**
埼玉県川口市大字神戸605番地の18
再生債務者　髙橋　　章
１　決定年月日時　令和８年11月９日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月30日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月14日から令和８年12月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

**令和８年（再イ）第９４号**
名古屋市東区葵２丁目14番14号　Ｍ－ｓｔａｇｅＡｏｉ207号
再生債務者　山本　浩二
１　決定年月日時　令和８年11月９日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月30日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月７日から令和８年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（再イ）第１６９号**
名古屋市中川区尾頭橋３丁目16番25号
再生債務者　飼沼　佑香
１　決定年月日時　令和８年11月９日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月30日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月７日から令和８年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（再イ）第２６７号**
愛知県東海市東海町２丁目１番15号
再生債務者　田村　一成
１　決定年月日時　令和８年11月９日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月30日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月７日から令和８年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（再イ）第９１号**
愛知県高浜市稗田町一丁目２番地29
再生債務者　舟橋　　篤
１　決定年月日時　令和８年11月９日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月30日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月７日から令和８年12月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

**令和８年（再イ）第１００号**
愛知県知立市上重原町腰前24番地１　アムール幸Ⅱ203号
再生債務者　守屋　　遼
１　決定年月日時　令和８年11月９日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月30日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月７日から令和８年12月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

**令和８年（再イ）第１０６号**
愛知県安城市東新町４番地15
再生債務者　宇野　尚子
１　決定年月日時　令和８年11月９日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月30日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月７日から令和８年12月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

**令和８年（再イ）第３２号**
愛知県豊橋市三ツ相町194番地12
再生債務者　高橋　朋子
１　決定年月日時　令和８年11月９日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月30日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月７日から令和８年12月14日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

**令和６年（再イ）第４６号**
兵庫県西宮市甲子園町24番25―309号
再生債務者　川畑　潤弥
１　決定年月日時　令和８年11月９日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月30日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月７日から令和８年12月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

**令和８年（再イ）第８１号**
兵庫県尼崎市東園田町３丁目71番地の５　メゾン共和　103
再生債務者　坂上　寛至
１　決定年月日時　令和８年11月９日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月30日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月７日から令和８年12月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

**令和８年（再イ）第４０号**
青森県東津軽郡平内町大字小湊字雷電際13番地183
再生債務者　工藤　直樹
１　決定年月日時　令和８年11月10日午後１時30分
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年12月１日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月８日から令和８年12月22日まで
青森地方裁判所民事部再生係

**令和８年（再イ）第１２号**
山口県下関市田倉御殿町１丁目11番地３
再生債務者　岡本　将浩
１　決定年月日時　令和８年11月10日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年12月１日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月15日から令和８年12月22日まで
山口地方裁判所下関支部再生係

**令和８年（再イ）第４６号**
長崎県長崎市西北町27番19号
再生債務者　藤野　大輔
１　決定年月日時　令和８年11月10日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年12月１日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月22日から令和９年１月５日まで
長崎地方裁判所民事部個人再生係

**令和８年（再イ）第１９号**
岩手県西磐井郡平泉町平泉字花立54番地33
再生債務者　飯田　　学
１　決定年月日時　令和８年11月５日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年12月３日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月17日から令和９年１月４日まで
盛岡地方裁判所一関支部

**令和８年（再イ）第２２号**
北海道帯広市西２条南24丁目９番地１
再生債務者　横溝　勇二
１　決定年月日時　令和８年11月10日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年12月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月15日から令和８年12月22日まで
釧路地方裁判所帯広支部再生係

**令和８年（再イ）第４４６号**
東京都墨田区東向島６－９－５－301
再生債務者　高梨　将冴
１　決定年月日時　令和８年11月６日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年12月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月18日から令和９年１月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（再イ）第１６号**
山形県上山市金生東２丁目17番61号
再生債務者　平塚　裕之
１　決定年月日時　令和８年11月９日午後２時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年12月７日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月21日から令和９年１月４日まで
山形地方裁判所民事部

**令和８年（再イ）第１７号**
山形県上山市金生東２丁目17番61号
再生債務者　平塚　麻生
１　決定年月日時　令和８年11月９日午後２時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年12月７日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月21日から令和９年１月４日まで
山形地方裁判所民事部

**令和８年（再イ）第４９号**
埼玉県深谷市田中1365番地５
再生債務者　松本　直哉
１　決定年月日時　令和８年11月９日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年12月７日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月21日から令和９年１月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**令和８年（再イ）第３４４号**
東京都豊島区東池袋２－22－７－904
再生債務者　太田　智規
１　決定年月日時　令和８年11月９日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年12月７日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月21日から令和９年１月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（再イ）第４１６号**
東京都中央区築地３－13－５－1005
再生債務者　上野　泰嗣
１　決定年月日時　令和８年11月９日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年12月７日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月21日から令和９年１月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（再イ）第４２６号**
東京都板橋区蓮根２－31－21－802
再生債務者　菅原　竜也
１　決定年月日時　令和８年11月９日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年12月７日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月21日から令和９年１月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（再イ）第６８号**
川崎市多摩区生田３丁目９番１－207号
リッシェル生田
再生債務者　松本　飛翔
１　決定年月日時　令和８年11月９日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年12月７日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月21日から令和９年１月４日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和８年（再イ）第２９号**
長野市中御所２丁目21番11－105号　ミヌエット
再生債務者　花上　　大
１　決定年月日時　令和８年11月９日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年12月７日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月21日から令和８年12月28日まで
長野地方裁判所民事部再生係

**令和８年（再イ）第７２号**
愛知県豊田市高岡町秋葉山22番地２
再生債務者　廣瀬　　正
１　決定年月日時　令和８年11月９日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年12月７日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月14日から令和８年12月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

**令和８年（再イ）第９５号**
愛知県豊田市細谷町１丁目103番地４　ファミーユＢ　202号
再生債務者　小林　　滋
１　決定年月日時　令和８年11月９日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年12月７日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月14日から令和８年12月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

**令和８年（再イ）第３８号**
滋賀県湖南市若竹町25番地40
再生債務者　清水　健人
１　決定年月日時　令和８年11月９日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年12月７日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月21日から令和８年12月28日まで
大津地方裁判所民事部再生係

**令和８年（再イ）第１３８号**
京都府相楽郡精華町大字植田小字上山22番地22
再生債務者　玉置　　練
１　決定年月日時　令和８年11月９日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年12月７日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月14日から令和８年12月24日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

**令和８年（再イ）第３４５号**
大阪市淀川区塚本４丁目７番13号
再生債務者　日下雄一郎
１　決定年月日時　令和８年11月９日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年12月７日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月14日から令和８年12月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（再イ）第４１４号**
大阪府枚方市西船橋２丁目48番43―202号
再生債務者　松井義比古
1　決定年月日時　令和８年11月９日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月７日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月14日から令和８年12月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（再イ）第４３１号**
大阪市淀川区西中島２丁目２番５―603号
再生債務者　金城　佑吾
1　決定年月日時　令和８年11月９日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月７日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月14日から令和８年12月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（再イ）第４５４号**
大阪市東成区玉津２丁目10番22号　ロイヤルハイツ宏和　Ｄ－３号
再生債務者　福田　香代
1　決定年月日時　令和８年11月９日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月７日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月14日から令和８年12月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（再イ）第４６８号**
大阪市淀川区東三国６丁目20番26―610号
再生債務者　石原　雅規
1　決定年月日時　令和８年11月９日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月７日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月14日から令和８年12月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（再イ）第１９号**
福岡県嘉穂郡桂川町大字瀬戸219番地
再生債務者　光武　　浩
1　決定年月日時　令和８年11月９日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月７日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月14日から令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係

**令和８年（再イ）第１２０号**
北九州市八幡東区大平町３番10号
再生債務者　河野　華衣
1　決定年月日時　令和８年11月６日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月７日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月14日から令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**令和８年（再イ）第１３５号**
福岡県遠賀郡水巻町頃末北２丁目５番３号
再生債務者　福永　浩平
1　決定年月日時　令和８年11月９日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月７日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月14日から令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**令和８年（再イ）第２８号**
長崎県諫早市日の出町２番３号
再生債務者　山﨑　晴久
1　決定年月日時　令和８年11月９日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月７日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月21日から令和９年１月４日まで
長崎地方裁判所大村支部

**令和８年（再イ）第４６号**
岩手県北上市常盤台四丁目６番63号
再生債務者　大林　史拓
1　決定年月日時　令和８年11月10日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月８日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月22日から令和９年１月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**令和８年（再イ）第４７号**
岩手県紫波郡紫波町日詰西一丁目11番地２　サニーパークＫⅡ202
再生債務者　愛子　園美
1　決定年月日時　令和８年11月10日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月８日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月22日から令和９年１月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**令和８年（再イ）第６７号**
新潟市北区川西３丁目10番１号
再生債務者　瀬藤　聖美
1　決定年月日時　令和８年11月10日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月８日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月22日から令和９年１月12日まで
新潟地方裁判所民事部

**令和８年（再イ）第１３号**
島根県松江市美保関町美保関705番地
再生債務者　中村　　崇
1　決定年月日時　令和８年11月10日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月８日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月15日から令和９年１月４日まで
松江地方裁判所民事部

**令和８年（再イ）第３６号**
徳島県鳴門市大麻町桧字道ノ北61番地１
再生債務者　小川内利成
1　決定年月日時　令和８年11月10日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月８日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月22日から令和９年１月４日まで
徳島地方裁判所民事部

**令和８年（再イ）第１１４号**
北九州市若松区用勺町６番25号
再生債務者　渡邊　　匡
1　決定年月日時　令和８年11月９日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月８日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月15日から令和８年12月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**令和８年（再イ）第１６号**
鹿児島県出水市麓町５番27号　麓ハイツ101号
再生債務者　石橋　勝明
1　決定年月日時　令和８年11月10日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月８日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月22日から令和９年１月４日まで
鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係

## 小規模個人再生による書面決議に付する決定

**令和８年（再イ）第２８号**
埼玉県三郷市彦江１丁目125番地４
再生債務者　増山建設こと　増山　　薫
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月26日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月27日まで
令和８年11月６日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

**令和８年（再イ）第４８号**
川崎市宮前区有馬２丁目11番１号　かどやビル　202
再生債務者　馬淵　未月
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月29日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月27日まで
令和８年11月６日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和８年（再イ）第７１号**
愛知県大府市梶田町６丁目282　ヴァインガーデン梶田102号室、住民票上の住所愛知県豊田市竹元町上の山下31番地２
再生債務者　安藤　勇太
1　決議に付する再生計画案　令和８年11月２日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月27日まで
令和８年11月６日
名古屋地方裁判所岡崎支部

**令和８年（再イ）第７３号**
愛知県西尾市一色町一色船入23番地１
再生債務者　吉谷　啓史
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月30日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月27日まで
令和８年11月６日
名古屋地方裁判所岡崎支部

**令和８年（再イ）第２５号**
群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町656番地13
再生債務者　関　　美晴
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月２日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月30日まで
令和８年11月９日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**令和８年（再イ）第２７号**
静岡県沼津市大岡555番地の１
再生債務者　野村　高裕
１　決議に付する再生計画案　令和８年11月２日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月30日まで
令和８年11月９日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**令和８年（再イ）第８号**
三重県度会郡玉城町上田辺687番地１
再生債務者　小辻健太郎
１　決議に付する再生計画案　令和８年11月５日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月30日まで
令和８年11月９日
津地方裁判所伊勢支部再生係

**令和８年（再イ）第１９号**
大分県別府市扇山１丁目15番75号
再生債務者　菅野　洋士
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月22日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月30日まで
令和８年11月９日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**令和８年（再イ）第３６号**
静岡県富士宮市源道寺町1277番地の５
再生債務者　根本　　等
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月16日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月３日まで
令和８年11月５日
静岡地方裁判所富士支部破産係

**令和８年（再イ）第３８号**
静岡県富士市大淵2281番地の31
再生債務者　八木　亮祐
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月23日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月３日まで
令和８年11月５日
静岡地方裁判所富士支部破産係

**令和８年（再イ）第５６号**
大阪府泉南市新家2884番地の６
再生債務者　辰巳　　大
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月15日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月３日まで
令和８年11月５日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

**令和８年（再イ）第３２１号**
大阪府枚方市渚西１丁目７番15号
再生債務者　吉冨　嵩浩
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月30日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月４日まで
令和８年11月６日
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（再イ）第３４６号**
大阪市住吉区苅田１丁目５番７号
再生債務者　小島　剣太
１　決議に付する再生計画案　令和８年11月４日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月４日まで
令和８年11月６日
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（再イ）第５９号**
堺市南区三原台１丁３番２―701号
再生債務者　稲田　信一
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月22日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月４日まで
令和８年11月６日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

**令和８年（再イ）第６１号**
堺市堺区出島町３丁６番15号（住民票上の住所）堺市堺区向陵西町２丁７番23号
再生債務者　田中　敦彦
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月29日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月４日まで
令和８年11月６日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

**令和８年（再イ）第８４号**
大阪府泉佐野市日根野4500番地の６
再生債務者　住吉　英樹
１　決議に付する再生計画案　令和８年11月４日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月４日まで
令和８年11月６日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

**令和８年（再イ）第３号**
兵庫県朝来市和田山町弥生が丘28番地２
再生債務者　松原　詢貴
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月24日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月４日まで
令和８年11月６日
神戸地方裁判所豊岡支部再生係

**令和８年（再イ）第８号**
和歌山市栗栖730番地８
再生債務者　石田　　貢
１　決議に付する再生計画案　令和８年11月５日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月４日まで
令和８年11月６日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**令和７年（再イ）第４５号**
沖縄県豊見城市字高嶺395番地47　アルファスマート豊見城Ⅱ903号
再生債務者　嘉手苅美智子
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月21日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月４日まで
令和８年11月６日
那覇地方裁判所民事第３部

**令和８年（再イ）第１５号**
沖縄県中頭郡読谷村字古堅919番地２
再生債務者　森松　長太
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月23日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月４日まで
令和８年11月６日
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

**令和８年（再イ）第１１号**
福井県敦賀市杏見128号８番地の25
再生債務者　日高　　昇
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月27日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月７日まで
令和８年11月９日
福井地方裁判所敦賀支部再生係

**令和８年（再イ）第１０号**
茨城県筑西市横塚914番地１
再生債務者　髙橋　　純
１　決議に付する再生計画案　令和８年11月４日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月24日まで
令和８年11月９日　水戸地方裁判所下妻支部

**令和８年（再イ）第２０１号**
埼玉県鴻巣市本町４－３－28―502
再生債務者　小柳　光喜
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月31日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月24日まで
令和８年11月６日
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（再イ）第２９１号**
東京都板橋区高島平１―30―１―104
再生債務者　福岡　拓也
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月25日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月24日まで
令和８年11月６日
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（再イ）第１４号**
神奈川県三浦市三崎町小網代1578番地20
再生債務者　鈴木　則弘
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月９日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月24日まで
令和８年11月10日
横浜地方裁判所横須賀支部

**令和８年（再イ）第２４６号**
東京都板橋区氷川町１－８－503
再生債務者　岡田　孝史
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月１日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月26日まで
令和８年11月９日
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（再イ）第２７５号**
東京都足立区六木３－32－６
再生債務者　湯浅　精一
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月20日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月26日まで
令和８年11月９日
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（再イ）第２９９号**
東京都大田区東雪谷１－２－14－102
再生債務者　宮澤　勇太
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月19日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月26日まで
令和８年11月９日
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（再イ）第２６号**
茨城県土浦市真鍋二丁目４番12号　飯本住宅１号
再生債務者　池田　正勝
1　決議に付する再生計画案　令和８年11月２日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月30日まで
令和８年11月９日
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**令和８年（再イ）第１７号**
岐阜県大垣市西崎町３丁目45番地６
再生債務者　古川　正雄
1　決議に付する再生計画案　令和８年11月２日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月30日まで
令和８年11月９日　岐阜地方裁判所大垣支部

**令和８年（再イ）第３９号**
静岡県三島市寿町３番30号ロイヤルマンション三島寿町202
再生債務者　藤井　再基
1　決議に付する再生計画案　令和８年11月４日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月30日まで
令和８年11月９日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**令和８年（再イ）第４０号**
静岡県裾野市須山3005番地の81
再生債務者　安間　英樹
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月28日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月30日まで
令和８年11月９日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**令和８年（再イ）第４４号**
静岡県沼津市岡一色270番地の１　グランドール沼津707
再生債務者　露木晋一郎
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月30日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月30日まで
令和８年11月９日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**令和８年（再イ）第４６号**
静岡県駿東郡長泉町上土狩692番地の１　アルファステイツ長泉103号
再生債務者　太田　詩織
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月28日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月30日まで
令和８年11月９日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**令和８年（再イ）第１４号**
仙台市青葉区みやぎ台２丁目32番20号
再生債務者　白井　武司
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月29日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月１日まで
令和８年11月10日
仙台地方裁判所第４民事部

**令和８年（再イ）第７６号**
仙台市青葉区中山吉成３丁目８番22号　しぇとわⅢ－105
再生債務者　北崎　潤二
1　決議に付する再生計画案　令和８年11月４日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月１日まで
令和８年11月10日
仙台地方裁判所第４民事部

**令和８年（再イ）第２１号**
山形県村山市大字白鳥1412番地
再生債務者　中里　　萌
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月19日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月１日まで
令和８年11月10日　　山形地方裁判所民事部

**令和８年（再イ）第２７号**
山形市上町４丁目６番57－１号
再生債務者　本間　祥子
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月21日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月１日まで
令和８年11月10日　　山形地方裁判所民事部

**令和８年（再イ）第７５号**
神奈川県秦野市曽屋5642番地の１　アルコバレーノ　102号
再生債務者　永田　海斗
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月８日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月１日まで
令和８年11月10日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

**令和８年（再イ）第８０号**
神奈川県平塚市南金目2345番地の20
再生債務者　嶋和夫こと　シマ　カズオ　アンデルソン　ジュニア
1　決議に付する再生計画案　令和８年11月４日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月１日まで
令和８年11月10日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

**令和８年（再イ）第４７号**
静岡県藤枝市高洲59番地の27
再生債務者　青島　和也
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月25日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月１日まで
令和８年11月10日
静岡地方裁判所民事第２部

**令和８年（再イ）第７４号**
静岡市清水区高橋４丁目４番30－２号
再生債務者　佐藤　弘治
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月７日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月１日まで
令和８年11月10日
静岡地方裁判所民事第２部

**令和８年（再イ）第４１号**
静岡県裾野市久根351番地の７　メゾンポラリス201
再生債務者　佐藤　流星
1　決議に付する再生計画案　令和８年11月５日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月１日まで
令和８年11月10日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**令和８年（再イ）第１２号**
三重県松阪市光町13番地１
再生債務者　川口　泰志
1　決議に付する再生計画案　令和８年11月９日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月１日まで
令和８年11月10日　　津地方裁判所松阪支部

**令和８年（再イ）第２３号**
佐賀市久保泉町大字上和泉2361番地10
再生債務者　田中　郁弥
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月30日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月１日まで
令和８年11月10日
佐賀地方裁判所民事部破産係

**令和８年（再イ）第３５号**
佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀1498番地１
再生債務者　松永　泰山
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月24日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月１日まで
令和８年11月10日
佐賀地方裁判所民事部破産係

**令和８年（再イ）第５号**
兵庫県豊岡市野田41番地　マーベラス野田Ⅱ202号
再生債務者　小谷　貴博
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月31日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月４日まで
令和８年11月６日
神戸地方裁判所豊岡支部再生係

**令和８年（再イ）第１５８号**
札幌市中央区北９条西18丁目２番地１　プレゼンスＮ９Ａ棟404号
再生債務者　伊藤　真未
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月１日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月７日まで
令和８年11月９日
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（再イ）第１６２号**
札幌市白石区中央１条５丁目１番15―201号
再生債務者　水口　明敏
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月６日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月７日まで
令和８年11月９日
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（再イ）第１６７号**
札幌市白石区北郷２条１丁目１番12号　ピア・21―102号
再生債務者　髙石　俊介
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月20日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月７日まで
令和８年11月９日
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（再イ）第１７３号**
札幌市東区北７条東５丁目８番地39　クリーンリバーフィネス札幌イーストスクエア207号
再生債務者　縄手　友美
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月29日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月７日まで
令和８年11月９日
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（再イ）第２５号**
群馬県高崎市吉井町馬庭1645番地11
再生債務者　佐々木勇気
1　決議に付する再生計画案　令和８年11月６日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月７日まで
令和８年11月９日　前橋地方裁判所高崎支部

**令和８年（再イ）第３２８号**
大阪市淀川区塚本４丁目16番45号　レアル塚本　304号
再生債務者　土山　翔太
1　決議に付する再生計画案　令和８年11月４日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月７日まで
令和８年11月９日
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（再イ）第３３６号**
大阪市城東区森之宮１丁目１番404号
再生債務者　松田　守英
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月29日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月７日まで
令和８年11月９日
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（再イ）第１６号**
沖縄県沖縄市照屋３丁目15番６号　ハイツテルヤ102
再生債務者　津波古裕也
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月11日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月７日まで
令和８年11月９日
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

**令和８年（再イ）第８４号**
埼玉県所沢市大字下安松795番地の１　サンパレス502
再生債務者　須田　哲弥
1　決議に付する再生計画案　令和８年11月５日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月８日まで
令和８年11月10日
さいたま地方裁判所川越支部

**令和８年（再イ）第８８号**
埼玉県所沢市向陽町2104番地の176
再生債務者　岡井　　桜
1　決議に付する再生計画案　令和８年11月２日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月８日まで
令和８年11月10日
さいたま地方裁判所川越支部

**令和８年（再イ）第２１号**
佐賀県伊万里市瀬戸町754番地
再生債務者　松尾　幸治
1　決議に付する再生計画案　令和８年11月10日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月８日まで
令和８年11月10日
佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係

**令和８年（再イ）第１０号**
福島県須賀川市堀込字浦通北29番地８
再生債務者　鈴木　輝弥
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月23日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月10日まで
令和８年11月10日
福島地方裁判所郡山支部再生係

**令和８年（再イ）第９１号**
神戸市東灘区田中町３丁目18番14号
再生債務者　御幡　武嗣
1　決議に付する再生計画案　令和８年11月６日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月30日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月30日まで
令和８年11月９日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

**令和８年（再イ）第７号**
福岡県飯塚市大日寺354番地54
再生債務者　田中賢一郎
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月２日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月30日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月30日まで
令和８年11月９日
福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係

**令和８年（再イ）第１７号**
秋田市大住三丁目17番11号
再生債務者　安田　俊文
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月16日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年12月１日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月１日まで
令和８年11月10日
秋田地方裁判所民事第２部

**令和８年（再イ）第２３号**
秋田県男鹿市船越字内子１番地509
再生債務者　渡部　　蓮
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月２日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年12月１日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月１日まで
令和８年11月10日
秋田地方裁判所民事第２部

**令和８年（再イ）第１６号**
鳥取県岩美郡岩美町大字大谷2182番地640
再生債務者　竹田　静馬
１　決議に付する再生計画案　令和８年11月５日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年12月１日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月１日まで
令和８年11月10日　　鳥取地方裁判所民事部

**令和８年（再イ）第２７号**
鳥取県米子市淀江町佐陀1095番地13
再生債務者　伊中由理子
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月19日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年12月１日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月１日まで
令和８年11月10日　鳥取地方裁判所米子支部

**令和８年（再イ）第２７号**
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北１丁目31番12号
再生債務者　杉本　浩一
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月１日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年12月１日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月１日まで
令和８年11月10日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**令和８年（再イ）第８５号**
広島県安芸郡府中町瀬戸ハイム４丁目８番14号
再生債務者　中島　正允
１　決議に付する再生計画案　令和８年11月２日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年12月７日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月７日まで
令和８年11月９日
広島地方裁判所民事第４部

**令和８年（再イ）第８号**
広島県尾道市久山田町20165番地16
再生債務者　城平　文夫
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月20日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年12月７日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月７日まで
令和８年11月９日　広島地方裁判所尾道支部

**令和８年（再イ）第９号**
広島県尾道市久山田町165番地16
再生債務者　城平　秀樹
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月20日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年12月７日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月７日まで
令和８年11月９日　広島地方裁判所尾道支部

**令和７年（再イ）第６号**
山口県周南市大字久米2766番地の２　グランシャリオ102号
再生債務者　釘本　浩之
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月19日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年12月７日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月７日まで
令和８年11月９日　山口地方裁判所周南支部

**令和８年（再イ）第２３号**
宮崎市小松951－１　ローズハウスＡ棟102号
再生債務者　叶　　太鶴（旧姓田代）
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月21日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年12月８日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月８日まで
令和８年11月10日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

**令和８年（再イ）第２８号**
宮崎県西都市大字鹿野田6424番地５
再生債務者　金丸　　豊
１　決議に付する再生計画案　令和８年11月６日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年12月８日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月８日まで
令和８年11月10日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

### 小規模個人再生による再生手続廃止

**令和８年（再イ）第２８号**
長崎県長崎市豊洋台１丁目10番30号
再生債務者　布谷　成人
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年11月９日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

**令和８年（再イ）第５０号**
宮城県岩沼市土ケ崎四丁目６番13号
再生債務者　南河　麻希
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年11月10日
仙台地方裁判所第４民事部

**令和８年（再イ）第６５号**
静岡県島田市野田1052番地の２
再生債務者　藤ケ谷拓郎
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年11月10日
静岡地方裁判所民事第２部

### 給与所得者等再生による再生手続開始

**令和８年（再ロ）第３号**
神奈川県厚木市みはる野１丁目26番１号
再生債務者　柏崎　康宏
１　決定年月日時　令和８年11月10日午前11時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年12月１日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月15日から令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

**令和８年（再ロ）第２３号**
大阪府池田市桃園１丁目１番14号
再生債務者　椎名　弘明
１　決定年月日時　令和８年11月９日午後３時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年12月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月11日から令和８年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（再ロ）第８号**
仙台市泉区本田町11番16号　クレメント201
再生債務者　酒井　宏政
１　決定年月日時　令和８年11月９日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年12月７日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月21日から令和９年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部

### 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

**令和８年（再ロ）第１００１３号**
東京都江戸川区一之江６－９－37－903
再生債務者　清水　亮介
１　意見聴取に付する再生計画案　令和８年10月22日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　令和８年11月24日まで
令和８年11月６日
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（再ロ）第４号**
新潟市西蒲区巻甲1794番地３
再生債務者　小林　隆介
１　意見聴取に付する再生計画案　令和８年10月28日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　令和８年12月１日まで
令和８年11月10日　　新潟地方裁判所民事部

**令和８年（再ロ）第４号**
京都市右京区太秦西蜂岡町９番地54
再生債務者　時岡　晃大
１　意見聴取に付する再生計画案　令和８年11月６日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　令和８年12月11日まで
令和８年11月10日
京都地方裁判所第５民事部再生係

## 給与所得者等再生による再生計画認可

**令和８年（再ロ）第１号**
福岡県飯塚市椿356番地６
再生債務者　衛藤　卓也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月９日
福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係

## 所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

**令和８年（チ）第３０４３号**
東京都杉並区下高井戸２丁目１５番１号
申立人　梶尾祐介
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）東京都渋谷区恵比寿１丁目９番１０号
所有者　株式会社ポイントアルファ（不動産登記記録上の商号）株式会社ポイントアルファア
届出期間満了日　令和９年１月５日
令和８年１１月４日
東京地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
所在　世田谷区駒沢２丁目
地番　７０番２１
地目　宅地
地積　１３．４１平方メートル

**令和８年（チ）第25号**
三重県伊賀市上神戸3218
申立人　福山孝榮
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）名賀郡神戸村大字上神戸25番屋敷
所有者　杉森喜七
届出期間満了日　令和８年12月25日
令和８年11月4日
津地方裁判所伊賀支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　伊賀市上神戸字中川原
地番　2808番
地目　畑
地積　310平方メートル

**令和８年（チ）第１３号**
金沢市広坂１丁目１番１号
申立人　金沢市長　村山　卓
（不動産登記記録上の住所）金沢市長坂台15番41号
所有者　株式会社誠和エンジニアリング
届出期間満了日　令和９年１月４日
令和８年11月４日
金沢地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　金沢市北袋町ヒ
地番　19番21
地目　宅地
地積　88.84平方メートル

**令和８年（チ）第４４号**
広島市安佐北区亀山南2丁目27番14号
申立人　瑞眺苑町内会
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）山口県下松市旗岡3丁目8番1－202号
所有者　岩崎　美惠子
届出期間満了日　令和９年１月４日
令和８年11月４日
広島地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　広島市安佐北区亀山南二丁目
地番　396番5
地目　山林
地積　49平方メートル
２　所在　広島市安佐北区亀山南二丁目
地番　410番14
地目　山林
地積　159平方メートル
３　所在　広島市安佐北区亀山南二丁目
地番　515番2
地目　山林
地積　28平方メートル
４　所在　広島市安佐北区可部町大字今井田字神宮平
地番　494番
地目　山林
地積　69平方メートル

## 所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

**令和８年（チ）第１０号**
石川県七尾市袖ケ江町イ部２５番地
申立人　七尾市長　茶谷　義隆
（最後の住所）石川県七尾市米町８番地８
所有者　亡草間和雄相続財産
届出期間満了日　令和９年１月４日
令和８年11月４日
金沢地方裁判所七尾支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　石川県七尾市米町８番地２９
家屋番号　８番２９
種類　店舗・居宅
構造　木造瓦葺２階建
床面積　１階　２９．７５平方メートル
２階　２８．９２平方メートル

## 所有者不明専有部分管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の専有部分又は共有持分について所有者不明専有部分管理命令の申立てがあったので、上記の専有部分又は共有持分の区分所有者又は共有持分を有する者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

**令和８年（チ）第２０５４号**
大阪市中央区石町1丁目2番1号
申立人　天満橋スカイハイツ管理組合法人
（亡髙木道子の最後の住所）大阪市中央区石町1丁目2番1－201号
（亡髙木道子の不動産登記記録上の住所）大阪府守口市藤田町4丁目20番14号
区分所有者　亡髙木道子相続財産
届出期間満了日　令和9年1月5日
令和8年11月4日
大阪地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
（一棟の建物の表示）
所在　大阪市中央区石町1丁目　13番地
大阪市中央区島町1丁目　5番地1
建物の名称　天満橋スカイハイツ
（専有部分の建物の表示）
家屋番号　石町1丁目　13番の2
建物の名称　201
種類　居宅
構造　鉄骨鉄筋コンクリート造1階建
床面積　2階部分　47.77平方メートル
（敷地権の目的たる土地の表示）
土地の符号　1
所在及び地番　大阪市中央区石町1丁目13番
地目　宅地
地積　484.58平方メートル
土地の符号　2
所在及び地番　大阪市中央区島町1丁目5番1
地目　宅地
地積　464.88平方メートル
（敷地権の表示）
土地の符号　1・2
敷地権の種類　所有権
敷地権の割合　5987300分の47770

**令和８年（チ）第７号**
広島県三原市宮浦６丁目23番6号
申立人　尾後　雅文
（亡中島功晴の最後の住所）広島県三原市宮浦６丁目23番6号
（亡中島功晴の不動産登記記録上の住所）広島県三原市宮浦６丁目23番11号
区分所有者　亡中島功晴相続財産
届出期間満了日　令和９年１月４日
令和８年11月4日
広島地方裁判所尾道支部

（別紙）　物　件　目　録

一棟の建物の表示
所在　三原市宮浦６丁目23番地11
構造　木、鉄筋コンクリート造陸屋根、スレート葺2階建
床面積　１階　119．79平方メートル
　　２階　105．60平方メートル
専有部分の建物の表示
家屋番号　三原市宮浦６丁目23番11の1
種類　居宅
構造　鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
床面積　１階　60．87平方メートル
　　２階　47．95平方メートル

## 会社その他の公告

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
　掲載の日付　令和八年四月二日
　掲載頁　二頁
（乙）掲載　官報
　掲載の日付　令和八年四月七日
　掲載頁　五十八頁（号外第八十二号）
　令和八年十一月十八日
　東京都港区台場二丁目三番二号
（甲）株式会社トムス
　代表取締役　谷本　勲
　東京都港区台場二丁目三番二号
（乙）株式会社ジェイルート
　代表取締役　谷本　勲

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和九年一月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和八年十二月二十二日に予定しており、乙及び丙は会社法第七百八十四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済みです。
（乙）掲載　官報
　掲載の日付　令和八年四月三十日
　掲載頁　三一四頁（号外第一〇〇号）
（丙）掲載　日刊工業新聞
　掲載の日付　令和七年十二月二日
　掲載頁　二十七頁
　令和八年十一月十八日
　東京都文京区本郷二丁目三五番一〇号本郷瀬川ビル四Ｆ
（甲）株式会社ＰＫＳＨＡ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ
　代表取締役　上野山勝也
　東京都渋谷区渋谷二丁目一九番一五号
（乙）株式会社ＰＫＳＨＡ　Ａｓｓｏｃｉａｔｅｓ
　代表取締役　水野　博隆
　福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目一二番六号花村ビル七Ｆ
（丙）株式会社ＰＫＳＨＡ　Ｉｎｆｉｎｉｔｙ　代表取締役　森　慎吾

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）https://rocketstar.co.jp/koukoku/koukoku-socialservice
　令和八年十一月十八日
　東京都港区芝四丁目一番二三号三田ＮＮビル十五階
（甲）株式会社ＲＳＫＧＳ
　代表取締役　和泉　佳孝
　東京都千代田区霞が関三丁目六番五号霞が関三丁目ビル
（乙）株式会社ソーシャルサービス
　代表取締役　和泉　佳孝

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和九年一月一日であります。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載　官報
　掲載の日付　令和八年三月二十七日
　掲載頁七十頁（号外第七十二号）
　令和八年十一月十八日
　東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号
（甲）株式会社Ｏｒｃｈｅｓｔｒａ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ
　代表取締役　中村　慶郎
　東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号
（乙）株式会社Ｃｏｎｃｅｒｔｏ　Ｐａｒｔｎｅｒｓ
　代表取締役　中村　慶郎

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　福島民友新聞
　掲載の日付　令和八年十一月十七日
　掲載頁　二頁
（乙）http://www.sys-inc.jp/
　令和八年十一月十八日
　東京都台東区駒形二丁目五番八号
（甲）株式会社エス・ワイ・エス
　代表取締役　清水　郁男
　東京都台東区駒形二丁目五番八号
（乙）株式会社シスコ
　代表取締役　清水　郁男

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載紙　官報
　掲載の日付　令和八年六月四日
　掲載頁　一六五頁（号外第一二四号）
　令和八年十一月十八日
　東京都新宿区四谷四丁目二八番八号ＰＡＬＴビル
（甲）株式会社ＢｕｙＳｅｌｌ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ
　代表取締役社長兼ＣＥＯ　徳重　浩介
　鹿児島市武一丁目二七番二五号
（乙）ＨＫＳピクトリージャパン株式会社
　代表取締役　西元　秀行

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）https://www.kaken.co.jp
　令和八年十一月十八日
　東京都文京区本駒込二丁目二八番八号
（甲）科研製薬株式会社
　代表取締役社長　堀内　裕之
　東京都文京区本駒込二丁目二八番八号
（乙）ＡＲＴｈａｍ　Ｔｈｅｒａｐｅｕｔｉｃｓ株式会社
　代表取締役社長　三ヶ尻雅紀

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://dynabook.com/corporate/profile/outline.html
（乙）掲載　官報
　掲載の日付　令和八年七月九日
　掲載頁　七十六頁（号外第一五四号）
　令和八年十一月十八日
　東京都江東区豊洲五丁目六番一五号
（甲）Ｄｙｎａｂｏｏｋ株式会社
　代表取締役　澁谷　正彦
　東京都立川市緑町七番地の一立飛ビル八号館
（乙）Ｄｙｎａｂｏｏｋ多摩情報機器株式会社
　代表取締役　小林　康博

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.shachihata-eng.co.jp/finance/

（乙）https://www.yamagata-eng.co.jp/finance/

（丙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年十一月十一日

掲載頁　六十五頁（号外第二四六号）

令和八年十一月十八日

名古屋市西区天塚町四丁目六九番地

（甲）シヤチハタエンジニアリング株式会社　代表取締役　佐藤　旭

山形市くぬぎざわ西二番一

（乙）ヤマガタエンジニアリング株式会社　代表取締役　松田　正利

山形県山形市くぬぎざわ西二番一

（丙）株式会社レボソフトウエア・ジャパン　代表取締役　松田　正利

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年十一月二日

掲載頁　一九一頁（号外第二四〇号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年十一月二日

掲載頁　一九一頁（号外第二四〇号）

令和八年十一月十八日

愛知県岡崎市大平町字榎田一〇番

（甲）株式会社グランドギャラリー　代表取締役　司馬　健

愛知県岡崎市大平町字榎田一〇番

（乙）グランドホールディングス株式会社　代表取締役　司馬　健

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年十月六日

掲載頁　七十八頁（号外第二二〇号）

令和八年十一月十八日

名古屋市瑞穂区牛巻町四番六号

（甲）名古屋メツキ工業株式会社　代表取締役　菅沼佑美果

名古屋市港区正徳町六丁目七五番地

（乙）株式会社阿吽　代表取締役　菅沼佑美果

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年九月二十八日

掲載頁　一一五頁（号外第二一三号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年九月二十八日

掲載頁　一一五頁（号外第二一三号）

令和八年十一月十八日

京都府宇治市大久保町上ノ山三六番地一

（甲）株式会社ホームズ　代表取締役　山田　裕之

京都府宇治市大久保町上ノ山五一番地四〇

（乙）株式会社安住コーポレーション　代表取締役　松浦　一也

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲は乙が営むＪＲＥ神栖バイオマス発電所の発電事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年七月九日

掲載頁　十頁

令和八年十一月十八日

茨城県神栖市砂山一四番地九

（甲）株式会社ＥＧ神栖バイオマス発電所　代表取締役　石井　光暢

東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒルズ森ＪＰタワー

（乙）ＥＮＥＯＳリニューアブル・エナジー株式会社　代表取締役　小野田　泰

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲は乙が営むＪＲＥ神栖バイオマス発電所の運転事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年七月十四日

掲載頁　七十五頁（号外第一五七号）

令和八年十一月十八日

茨城県神栖市砂山一四番地九

（甲）株式会社ＥＧ神栖バイオマス発電所　代表取締役　石井　光暢

東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒルズ森ＪＰタワー

（乙）ＥＮＥＯＳリニューアブル・エナジー株式会社　代表取締役　田井　義信

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲は乙の山形工場で営む事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年十一月十六日

掲載頁　三頁

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年十一月十六日

掲載頁　三頁

令和八年十一月十八日

東京都千代田区神田須田町一丁目二四番地三

（甲）株式会社佐竹製作所ＭＩ　代表取締役　尾方　謙一

東京都千代田区神田須田町一丁目二四番地三

（乙）株式会社佐竹製作所　代表取締役　尾方　謙一

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲は乙の吸収分割契約書記載の権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年十一月十八日

東京都新宿区西新宿三丁目七番一号

（甲）ビーウィズ・ドゥ株式会社　代表取締役　檜垣　一美

東京都新宿区西新宿三丁目七番一号

（乙）ビーウィズ株式会社　代表取締役　飯島　健二

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲は乙の飲食事業を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年十一月十二日

掲載頁　一一一頁（号外第二四七号）

（乙）掲載　千葉日報

掲載の日付　令和八年十一月十二日

掲載頁　十七頁

令和八年十一月十八日

東京都立川市柴崎町二丁目二番四号ライジングサンビル四Ｆ

（甲）株式会社フジセイ　代表取締役　黒澤　孝司

東京都昭島市武蔵野三丁目三番四号

（乙）キャストワン株式会社　代表取締役　黒澤　孝司

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲は乙が甲の吉富工場及び小野田工場で営む医薬品の製造に係る事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://factory.tanabe-pharma.com

（乙）https://www.tanabe-pharma.com/ja/company/announcement.html

令和八年十一月十八日

大阪市中央区道修町三丁目二番一〇号

（甲）田辺ファーマファクトリー株式会社

代表取締役　古瀬　裕介

大阪市中央区道修町三丁目二番一〇号

（乙）田辺ファーマ株式会社

代表取締役　原田　明久

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲は、乙のコンビニ事業、不動産事業、資産管理事業に関する権利義務の一部を、丙の資産管理事業に関する権利義務の一部をそれぞれ承継し、乙及び丙はそれらを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙・丙）

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年十一月十一日

掲載頁　二十六頁

令和八年十一月十八日

沖縄県豊見城市字豊崎一番地一四

（甲）株式会社庵土

代表取締役　石川伊津子

沖縄県糸満市西崎町四丁目二二番地六

（乙）株式会社牛庵

代表取締役　石川　武

沖縄県糸満市西崎町四丁目二二番地六

（丙）株式会社リバーストーン

代表取締役　石川　武

**新設分割公告**

当社は、新設分割により新設する株式会社ＭＯＡＲＩＳ（住所東京都豊島区西池袋三丁目二八番一三号ＩＴｔｏｗｅｒＴＯＫＹＯ一七階）に対して当社の営む通販事業に関する権利義務を承継させ、また、新設分割により新設する株式会社ＬＵＭＩＲＥＮＴ（住所東京都豊島区西池袋三丁目二八番一三号ＩＴｔｏｗｅｒＴＯＫＹＯ一七階）に対して当社の営むレンタル事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

これらの会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://ravipa.co.jp

令和八年十一月十八日

東京都豊島区西池袋三丁目二八番一三号

ＩＴｔｏｗｅｒＴＯＫＹＯ一七階

株式会社ＲＡＶＩＰＡ

代表取締役　新井　亨

**新設分割公告**

当社は、新設分割により新設するＧＲＡＮＤＡ株式会社（住所愛知県岡崎市竜美旭町九番地一九）に対して当社の不動産事業及び中国事業に関する権利義務を、同じく新設するＧＲＡＮＤ　ＷＥＬＬＮＥＳＳ株式会社（住所愛知県岡崎市竜美旭町九番地一九）に対して当社のフィットネス事業に関する権利義務をそれぞれ承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年十一月二日

掲載頁　一九一頁（号外第二四〇号）

令和八年十一月十八日

愛知県岡崎市大平町字榎田一〇番

株式会社グランドギャラリー

代表取締役　司馬　健

**組織変更公告**

当社は株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十八日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三番地大宮マルイ七階アントレサロン

合同会社キムラテック

代表社員　根本　慶祐

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十八日

東京都足立区弘道一丁目三番二六号

ブラックキューブ横浜橋管理合同会社

代表社員　鳥居　星吾

**組織変更公告**

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　胆江日日新聞

掲載の日付　令和八年十一月十二日

掲載頁　七頁

令和八年十一月十八日

東京都渋谷区東三丁目一六番三号

オムフェイス株式会社

代表取締役　坂下　田

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十八日

神奈川県横浜市栄区笠間五―二―三〇

Ｂａｙｍａｉｓｏｎ大船一〇三

合同会社ユカトモホンポ

代表社員　吉井　宏曜

**組織変更公告**

当組合は、令和八年十月十七日開催の総会の決議により、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和八年十一月十八日

新潟県刈羽郡刈羽村大字上高町甲四七六番地一

農事組合法人アグリ上高町

代表理事　鬼山　義文

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＳＰＡＲＫとします。

効力発生日は令和八年十二月二十四日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年十一月十日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十八日

岐阜県岐阜市鹿島町一丁目一〇番地　加藤第二ビル南西号室　合同会社ＳＰＡＲＫ

代表社員　天野　卓哉

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月二十一日であり、組織変更後の商号は株式会社ＳＡＮ―ＡＩ　Ｐａｒｔｎｅｒｓとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十八日

滋賀県大津市本堅田二丁目六番三二号

合同会社ＢＷＨ総合研究所

代表社員　静木　銀蔵

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十八日

大阪府大阪市浪速区難波中二丁目七番一六―三〇二号　合同会社スタジオＡＭＩ

代表社員　金　仁英

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社アバンサードとします。

効力発生日は令和九年一月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年十一月十日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十八日

兵庫県姫路市広畑区本町四丁目七五八番地

合同会社クレアール

代表社員　松本　稔美

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＡＬＬ　ＡＣＥとします。

効力発生日は令和九年一月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年十月十三日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十八日

兵庫県西宮市今津曙町一一番一六号

合同会社ＡＬＬ　ＡＣＥ

代表社員　徳永　竜也

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十八日

福岡県福岡市東区松島一丁目一四番三一号

コールドチェーンマーケティング合同会社

代表社員　伊東　功

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を七億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月三十日

掲載頁　三二〇頁（号外第一〇〇号）

令和八年十一月十八日

東京都港区南青山五丁目九番二号ＶＯＲＴ表参道ｍａｘｉｍ六階

ドーナッツロボティクス株式会社

代表取締役　小野　泰助

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を千二百四十九万五千五百五十五円減少し、一億円とすることにいたしました。また、令和八年十月三十日から令和八年十二月三十一日までの日を払込期日又は払込期間とする募集株式の発行があった場合には、資本金の額を当該株式発行により増加する資本金の額と同額分減少し、最終的な資本金の額を一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年十月三十日

掲載頁　七十頁（号外第二三九号）

令和八年十一月十八日

東京都渋谷区渋谷二丁目一二番四号

株式会社ａｍｏｉｂｅ

代表取締役　新條　隼人

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を金二十五億八千五百万円減少することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月二十三日を予定しており、株主総会の決議は令和八年十一月十八日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月二十八日

掲載頁　一三六頁（号外第九十九号）

令和八年十一月十八日

東京都品川区上大崎二丁目一〇番四四号

ＮＡＶＥＲ　Ｊ．Ｈｕｂ株式会社

代表取締役　金　鎭熙

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二十四億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はございません。

令和八年十一月十八日

東京都港区西新橋二丁目七番四号ＣＪビル

株式会社ＳｔｕｄｉｏＭｏｎｏｗａ

代表取締役　崔　起容

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を四億円（うち資本準備金とする額三億九千二百三十七万六千二百十九円）減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年六月四日

掲載頁　一六一頁（号外第一二四号）

令和八年十一月十八日

東京都港区赤坂九丁目七番一号ミッドタウンタワー一八階

ＣｌｉｃｋＨｏｕｓｅ株式会社

代表取締役　金古　毅

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二億円（うち資本準備金とする額三百五十二万九千七百二十九円）減少し六千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年六月四日

掲載頁　一六一頁（号外第一二四号）

令和八年十一月十八日

東京都港区赤坂九丁目七番一号ミッドタウンタワー一八階

Ｋｏｎｇ株式会社

代表取締役　有泉　大樹

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を五三八万二〇〇円減少することにいたしました。ただし、募集株式の発行又は新株予約権の行使により、令和八年十二月三十一日までに資本金の額が増加した場合は、当該増加した資本金の額と同額も合わせて減少することにより、最終的な資本金の額を一億円といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載日　令和八年六月十一日

掲載頁　一一二頁（号外第一二九号）

令和八年十一月十八日

東京都港区芝大門一丁目二番一四号

ａｉｗｅｌｌ株式会社

代表取締役　馬渕　浩幸

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を金二百万円減少し金四百万円とすることにいたしました。効力発生日は令和八年十二月二十五日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和八年十一月十八日

東京都台東区谷中一丁目五番三三号

有限会社ヨコヤマアソシエイツ

取締役　横山　春紀

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を六千二百三十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月十五日

掲載頁　四十三頁（号外第八十九号）

令和八年十一月十八日

東京都港区六本木六丁目一〇番一号六本木ヒルズ森タワー一六階

ＦＩＮＸ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役　陳　海　騰

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.future-one.co.jp/company/notification.html

令和八年十一月十八日

東京都品川区大崎二丁目九番三号

ＦｕｔｕｒｅＯｎｅ株式会社

代表取締役　佐藤　隆元

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.future.co.jp/architect/corporate_profile/notice/

令和八年十一月十八日

東京都品川区大崎一丁目二番二号

フューチャーアーキテクト株式会社

代表取締役　齋藤　洋平

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.future-artisan.co.jp/company/ir-infomation

令和八年十一月十八日

東京都品川区大崎一丁目二番二号

フューチャーアーティザン株式会社

代表取締役　内藤　孝雄

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を三億二千八百七十四万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.securewave.co.jp

令和八年十一月十八日

東京都品川区大崎二丁目九番三号

フューチャーセキュアウェイブ株式会社

代表取締役　稲垣　哲也

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を三十九億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年十一月十八日

東京都品川区大崎一丁目二番二号

フューチャー株式会社

代表取締役　谷口　友彦

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を七千五百七十九万五千円減少し、減少した金額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年十一月十八日

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号新丸の内ビルディング九階

リアルワールド株式会社

代表取締役　李　フン

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を六億一千五百四十五万五千百四十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://oceanusbio.jp/kokoku

令和八年十一月十八日

東京都港区六本木六丁目一〇番一号六本木ヒルズ森タワー一五Ｆ

オシアナスバイオ株式会社

代表取締役　綱場　一成

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を七億六千二百七十五万七千八百七十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年十一月十八日

掲載頁　二頁

令和八年十一月十八日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一二番一号

ＰＯＰＳ株式会社

代表取締役　エスター・グエン

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一億五千四十九万八百三十九円減少し九千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月二十一日であり、株主総会の決議は、令和八年十一月十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/680204/announces

令和八年十一月十八日

東京都渋谷区東一丁目三一番一九号マンション渋谷並木橋三〇四

株式会社ｘＣＡＲＥ

代表取締役　福永　将

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二百五十万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年十一月十八日

東京都中央区日本橋室町一丁目一一番一二号日本橋水野ビル七階

ＱｕａｎｔｕｍＶ合同会社

代表社員　ヴァース　薫

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を九百五十億円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月十五日

掲載頁　九十一頁（号外第一〇八号）

令和八年十一月十八日

東京都世田谷区玉川一丁目一四番一号

楽天モバイル株式会社

代表取締役社長　矢澤　俊介

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を七七一三万二五〇〇円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、減少する資本金の全額を資本準備金といたします。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年十一月十八日

京都市東山区新門前通大和大路東入西之町二二七番地

株式会社Ｓｈｉｎｍｏｎｚｅｎｂａｓｈｉ

代表取締役　吉井　和人

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二百万円減少し、その全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年十一月十八日

京都府京都市中京区道祐町一四一

株式会社ラビットベーグル

代表取締役　伊藤　忠弘

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二億六千四百万円減少し一億円とし、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月三十一日であり、株主総会の決議は、令和八年十一月九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月九日

掲載頁　七十五頁（号外第八十四号）

令和八年十一月十八日

京都市下京区五条通烏丸東入松屋町四三八番地

株式会社ＴＡＮＡＸ

代表取締役　田中　一平

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年八月十七日

掲載頁　五十八頁（号外第一八三号）

令和八年十一月十八日

大阪府羽曳野市学園前一丁目三番二号

永興サッシュ株式会社

代表取締役　久保三代子

**準備金の額の減少公告**

当社は、資本準備金の額を一億六千九百二十七万一千七百二十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年十一月十八日

岐阜県郡上市白鳥町石徹白第七号八二番地

株式会社ＩＴＯＳＨＩＲＯ　ＨＤ

代表取締役　石徹白秀也

**準備金の額の減少公告**

当社は、効力発生日を令和八年十二月一日とする株式会社博（京都市右京区西院清水町九番地）及び株式会社ＳＮ化学（京都市右京区西院清水町九番地）との株式交換により増加する予定の資本準備金の額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年十一月十一日

掲載頁　五頁

令和八年十一月十八日

京都市右京区西院清水町九番地

株式会社佐野

代表取締役　佐野　弘幸

**準備金の額の減少公告**

当社は、資本準備金の額を一億五千八百五十七万六千九十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年十一月六日

掲載頁　八十二頁（号外第二四三号）

令和八年十一月十八日

大阪市東成区大今里南二丁目一三番三八号

田村商事株式会社

代表取締役　田村　洋

**準備金の額の減少公告**

当社は、資本準備金の額を四億三千六百十万四千九百八十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年十一月六日

掲載頁　八十二頁（号外第二四三号）

令和八年十一月十八日

大阪市東成区大今里南二丁目一三番三八号

株式会社田村建設

代表取締役　田村　清吉

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を六千五十万円、資本準備金の額を一億三千四百六十六万四千九百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.coinestate.co.jp/

令和八年十一月十八日

東京都台東区台東一丁目二四番九号

ＦＩＮＸ　ＪＣｒｙｐｔｏ株式会社

代表取締役　陳　海　騰

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二億四百九十九万八千七百五十五円、資本準備金の額を二億六千六百四万九千三百一円減少し、それぞれ九千万円、五億七千五百三十六万五千五百五十一円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月二十五日であり、株主総会の決議は、令和八年十二月九日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年六月四日

掲載頁　一六二頁（号外第一二四号）

令和八年十一月十八日

東京都文京区向丘二丁目三番一〇号

株式会社ＰＲＯＶＩＧＡＴＥ

代表取締役　関水　康伸

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を四千二万五千円、資本準備金の額を四千九百九十七万五千円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年十一月十八日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

兼蔵ＨＤ株式会社

代表取締役　土屋　洋一

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を三億円、資本準備金の額を三億五千万円減少し、それぞれ五千万円、ゼロ円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年十月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年六月十八日

掲載頁　二頁

令和八年十一月十八日

神奈川県横須賀市浦郷町五丁目二九三一番地

シンジーテック株式会社

代表取締役　今野　隆弘

**基準日設定につき通知公告**

当社は、令和八年十二月三日を基準日と定め、同日午後五時二十分現在の株主名簿上の株主をもって、令和九年一月二十七日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和八年十一月十八日

富山県富山市草島一五番地一

第一薬品工業株式会社

代表取締役　坂田　雅彦

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和九年一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十一月十八日

神奈川県横浜市中区住吉町三丁目三〇番地

株式会社ベン

代表取締役　鈴木　一実

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年十二月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止し、併せて定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十一月十八日

京都市南区西九条森本町六五番地

洛陽交運株式会社

代表取締役　森川　憲一

**株式併合につき株券提出公告**

当社は、株式六千六百株を一株に併合することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年十二月二十三日までに当社にご提出下さい。

令和八年十一月十八日

愛知県豊田市鴛鴨町向山一六九番地五

株式会社トヨタモータース

代表取締役　弓削　邦男

**合併につき株券等提出公告**

当社は、株式会社アウトソーシングトータルサポートと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年十二月三十一日までに当社にご提出下さい。

令和八年十一月十八日

東京都千代田区丸の内一丁目六番一号

株式会社ＯＴＳ１

代表取締役　園田　英一

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者である平井健二が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十八日

東京都千代田区丸の内一丁目六番二号新丸の内センタービル二一階

Nok Nok Labs,Inc.

日本における代表者　平井　健二

**限定承認公告**

本籍北海道釧路市共栄大通三丁目一番地二、最後の住所北海道釧路市鳥取北五丁目四番二号　被相続人　亡　杉尾　良子

右被相続人は令和八年七月九日死亡し、その相続人は令和八年十一月二日釧路家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十八日

札幌市白石区菊水元町一条一丁目一番九号

連絡先札幌市中央区南一条西十三丁目四番地五二マーシャルウエストビル五階弁護士法人やなだ総合法律事務所

限定承認者福岡供美

右代理人　弁護士　簗田　真也

**限定承認公告**

本籍沖縄県那覇市牧志二丁目四七七番地九、最後の住所沖縄県那覇市識名二丁目一番一二―五〇七ラフィーネ寄宮

被相続人　亡　屋比久吉男

右被相続人は令和八年六月二十九日死亡し、その相続人は令和八年十一月四日那覇家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十八日

沖縄県那覇市若狭一丁目一八番一五号

シーサイドパレスＷＡＫＡＳＡ二〇二号

限定承認者　屋比久広昭

**吸収分割公告及び合併公告**

左記会社のうち甲及び乙は、吸収分割して乙は甲と乙の間の吸収分割契約書記載の甲の権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました（第一吸収分割）。

また左記会社のうち甲及び丙は、第一吸収分割の効力発生を条件として、合併して甲は丙の権利義務全部を承継して存続し丙は解散することにいたしました。

また左記会社のうち甲及び丁は、右合併の効力発生及び甲の解散を条件として、吸収分割して丁は甲と丁の間の吸収分割契約書記載の甲の権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

これらの吸収分割及び合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年十一月十八日

掲載頁　二頁

（乙）確定した最終事業年度はありません。

（丙）確定した最終事業年度はありません。

（丁）確定した最終事業年度はありません。

令和八年十一月十八日

神奈川県横浜市都筑区茅ケ崎中央八番三三号サウスコア二〇五号室

（甲）株式会社アウトソーシングトータルサポート

代表取締役　吉田　幸弘

神奈川県横浜市都筑区茅ケ崎中央八番三三号サウスコア二〇五号室

（乙）株式会社ＯＴＳパートナーズ

代表取締役　吉田　幸弘

東京都千代田区丸の内一丁目六番一号

（丙）株式会社ＯＴＳ１

代表取締役　園田　英一

東京都千代田区丸の内一丁目六番一号

（丁）株式会社ＯＴＳ２

代表取締役　小島　亘

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を九十四億四千七十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年九月十七日

掲載頁　九十一頁（号外第二〇八号）

令和八年十一月十八日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

ジェイロジスティック特定目的会社

取締役　吉岡　淳

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金七億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00054

令和八年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ジャパン・イワキ特定目的会社

取締役　中村　武

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金八億七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00054

令和八年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ジャパン・イワキ特定目的会社

取締役　中村　武

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金三億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000346/1fz0/

令和八年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　辻堂ホールディング特定目的会社

取締役　粟国　正樹

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金四億三千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000346/1fz0/

令和八年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　辻堂ホールディング特定目的会社

取締役　粟国　正樹

**債権申出の公告（第一回）**

当社規約型企業年金は、令和八年十月一日厚生労働大臣の承認により終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都中央区築地五丁目六番一〇号

株式会社共同テレビジョン

規約型確定給付企業年金清算人　小泉功太郎

**訂正公告**

令和八年三月三十一日（号外第七十六号）掲載の第二十期決算公告（枠組）中、（うち当期純利益）の金額「(3,906)」とあるは「(270)」の誤りにつき訂正します。

令和八年十一月十八日

東京都品川区西五反田二丁目二番一〇号

株式会社ピーオーリアルエステート

代表取締役　福田　泰博

**正　誤**

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 五〇 | 表中改正後欄中終りから一九 | | をいう | をいう。 |
| 五二 | 表中改正後欄中一二 | | 買掛金、前受金 | 買掛金、前受金 |